

第19回 日本国際金融システムフォーラム2018

19th Annual Japan International Banking & Securities System Forum 2018

金融情報テクノロジー進化の未来とグローバル規制 Future Development of Financial Information Technology and Global Regulation

2018.2.28(Wed.) ロイヤルパークホテル

主催: JTBコミュニケーションデザイン

Venue: Royal Park Hotel

Organizer: JTB Communication Design, Inc.

会議テーマ:

Conference Highlights

- 欧州第2次金融商品市場指令(MiFID2)施行を迎えて
-日本市場へのインパクトを探る
- テクノロジーが世界の規制改革にどのように役立つのか:
RegTechの台頭
- 金融業界におけるブロックチェーンの現状と未来
-どのように捉え、準備すべきか-
- MiFID 2 Enforcement - Impact on the Tokyo Trading Market
- How can Technology Help Address Global Regulatory Reforms:
The Rise of RegTech
- Current Status and Future of Block Chains in the Financial Industry
-How We Should Think about It and Prepare.-

基調講演

Keynote Speech

FinTechと金融規制の在り方

Fintech and Financial Regulation

金融庁 総務企画局 参事官

松尾 元信 氏

Mr. Motonobu Matsuo

Deputy, Commissioner, Planning and Coordination Bureau
Financial Services Agency, The Japanese Government



1987年大蔵省(現財務省)入省。広島国税局徳山税務署長、国際金融局為替資金課課長補佐、主計局総務課課長補佐などを経て、主計局主計官補佐。その後、内閣法制局参事官、主計局主計企画官、同地方財政担当主計官、国際局為替市場課長を歴任。金融庁総務企画局企画課長を経て、2016年6月より現職。

Workshop Sponsors



Exhibition Sponsors



Supporting Organizations




JBA

Media Sponsors



第19回日本国際金融システムフォーラム2018 / 2018年2月28日(水)

12:30-13:00	受付	
13:00-13:50	<p>パネルディスカッション 1 金融業界におけるブロックチェーンの現状と未来 - どのように捉え、準備するべきか -</p> <p><ファシリテーター> アクセンチュア株式会社 テクノロジー コンサルティング本部 テクノロジーアーキテクチャグループ マネジング・ディレクター 山根 圭輔 氏</p> <p><パネリスト> ● 株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ デジタル企画部 部長 相原 寛史 氏 ● 株式会社日本取引所グループ 総合企画部 フィンテック・ラボ 室長 山藤 敦史 氏 ● 株式会社日立製作所 金融システム営業統括本部 事業企画本部 金融イノベーション推進センタ センタ長 長 稔也 氏</p>	
13:50-14:40	<p>パネルディスカッション 2 テクノロジーが世界の規制改革にどのように役立つのか：RegTech の台頭</p> <p><モデレーター> エンコグナイズ合同会社 CEO / 国際レグテック協会 (NPO) 執行委員会メンバー兼日本支部代表 ブルーノ・アブリユ 氏</p> <p><パネリスト> ● 株式会社クラウドリアルティ 代表取締役 / 一般社団法人 Fintech 協会 理事兼キャピタル・マーケット分科会会長 鬼頭 武嗣 氏 ● Keychain Pte.Ltd. Co-founder and CEO ジョナサン・ホープ 氏 ● RegPac Revolution Pte. Ltd. 創業者兼 CEO モナ・ゾエツト 氏 ● アクセンチュア株式会社 金融サービス本部 ファイナンス&リスクサービス シニア・マネジャー 芦田 琢治 氏</p>	
14:40-15:00	コーヒーブレイク	
15:00-15:40	<p>A-1 分散型台帳技術は、金融業務をどのように変革するか。</p> <p>コグニザントジャパン株式会社 金融事業部 ディレクター 高橋 正敏 氏 コグニザントジャパン株式会社 金融事業部 シニアマネージャー 尾内 勇次 氏</p> <p>仮想通貨の取引事業者がメジャーになり、ブロックチェーンのメリットが理解されるようになってきた中で、根本的な概念である「分散型台帳技術」は、その話題性のなかに埋もれつつあると考えられます。信用を最も重視する金融業務にとって当技術が如何に有効であるか、また、業界の将来像についてご案内いたします。</p>	
15:50-16:30	<p>A-2 複雑化する規制対応への次の一手 ~Reg Tech による効果創出の仕組みづくりとは</p> <p>アクセンチュア株式会社 金融サービス本部 ファイナンス&リスクサービス シニア・マネジャー 芦田 琢治 氏</p> <p>金融機関の法規制への対応コストは増加の一途をたどり、経営を取り巻く環境の不確実性の一つとなっている。RegTech はその解決策の有力な一手として注目されている。しかし、RegTech は「魔法の杖」ではない。金融機関が RegTech による効果享受するためには、いくつかの仕組み作りが必要である。仕組み作りの要点を、RegTech を形作る技術要素とその受益者に分解して解説し、その実例を紹介する。</p>	
16:40-17:20	<p>A-3 デジタル化が進む金融ビジネスへの新たなデータプラットフォームとは</p> <p>ピュア・ストレージ・ジャパン株式会社 シニア アカウント エグゼクティブ 丸山 隆生 氏</p> <p>フィンテック、ビッグデータ、AI といったデジタル化の波が、金融業界に大きな変革をもたらす中、今後どのようなデータプラットフォームが必要でしょうか。魅力ある金融商品・サービスの投入、顧客の利用体験の満足度向上、市場リスクの分析と対応、様々な法規制への遵守など、金融ビジネスの攻めと守り、スピードと変化への高い Agility (俊敏性) を備えた、今までにない新たなデータプラットフォームをご紹介します。</p>	
17:20-17:40	コーヒーブレイク	
17:40-18:10	<p>基調講演 FinTech と金融規制の在り方</p> <p>金融庁 総務企画局 参事官 松尾 元信 氏</p>	
18:10-19:00	<p>パネルディスカッション 3 欧州第 2 次金融商品市場指令 (MiFID2) 施行を迎えて - 日本市場へのインパクトを探る</p> <p><モデレーター> 日本 FIX 委員会 共同委員長 / ブラックロック・ジャパン株式会社 トレーディング & リクイディティ戦略部長 梅野 淳也 氏</p> <p><パネリスト> シティグループ証券株式会社 市場部門 市場企画管理部 ディレクター 渡辺 敦也 氏 みずほ証券株式会社 グローバル パンアジア エクイティ COO 兼 エクイティ業務部長 マネージングディレクター 今泉 ライアン 氏 株式会社りそな銀行 アセットマネジメント部 トレーディンググループ グループリーダー 平塚 崇氏 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 法務・コンプライアンス統括 西山 寛 氏</p>	
19:00-20:00	ネットワーキングドリンクレセプション	

注) 上記アジェンダは暫定的なものであり、題目・内容・スピーカー共に変更の可能性があります。

19th Annual Japan International Banking & Securities Systems Forum 2018 / Wed., February 28th, 2018

12:30-13:00	Registration	
13:00-13:50	Panel Discussion1 Current Status and Future of Block Chains in the Financial Industry How We Should Think about It and Prepare. < Facilitator > Mr. Keisuke Yamane, Managing Director, Accenture Technology –Tech-Arch Group, Accenture Japan Ltd. < Panelists > Mr. Hirofumi Aihara General Manager, Digital Transformation Division, Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. Mr. Atsushi Santo Head of Fintech Laboratory, Corporate Strategy Department, Japan Exchange Group, Inc. Mr. Toshiya Cho, Senior Vice President, Financial Innovation Center, Business Planning Unit Financial Information Systems Sales Management Division, Hitachi, Ltd.	
13:50-14:40	Panel Discussion2 How can Technology Help Address Global Regulatory Reforms: The Rise of RegTech < Moderator > Mr. Bruno Abrioux, Executive Board Member, encognize GK / Chapter President, Japan, International RegTech Association (NPO) < Panelists > Mr. Takeshi Kito, Founder & CEO, Crowd Realty, Inc. / Executive Board Member, Head of Capital Markets Committee, Fintech Association of Japan (NPO) Mr. Jonathan Hope, Co-Founder and CEO, Keychain Pte.Ltd. Ms. Mona Zoet, Founder and CEO, RegPac Revolution Pte. Ltd. Mr. Takuji Ashida, Senior Manager, Financial Service - Finance & Risk Service, Accenture Japan Ltd.	
14:40-15:00	Coffee Break	
15:00-15:40	A-1 Distributed Ledger Technology for Financial Business Innovation Mr. Masatoshi Takahashi Director, Financial Services Division, Cognizant Japan KK Mr. Yuji Onai Senior Manager, Financial Services Division, Cognizant Japan KK While the trading business in virtual currency became major and the benefit of the block chain is becoming understood, the fundamental concept "distributed ledger technology" is being buried in the topicality considered. We will show you how effective this technology is for financial operations that emphasize credit and about the future of the industry.	
15:50-16:30	A-2 Next Step to Tackle the Complexity of the Regulations - Practical Approach of Making Business Case for RegTech Mr. Takuji Ashida, Senior Manager, Financial Service - Finance & Risk Service, Accenture Japan Ltd. The cost of regulatory compliance by financial institutions has increased significantly and becomes one of the uncertainties surrounding management. RegTech is drawing attention as a powerful tool of its solutions. But RegTech is not a "magic wand". Financial institutions will be able to benefit from RegTech by taking a structural and practical approach to it. We will explain key points of that approach and actual examples.	
16:40-17:20	A-3 The New Data Platform for Financial Business - the One for Digital Era Mr. Takao Maruyama, Senior Account Executive, Pure Storage Japan K.K. The digital trend, like Fintech, BigData or Aim bring a revolution to financial industry. What kind of data platform do you need to keep up with this trend? You may start a fascinating service, need to increase customer satisfaction on their experiences, analyse and adjust to market risks, or must be compliant to legal requirements. Our data platform supports your needs with speed and agility while keeping aggressiveness and conservativeness. This is a new platform you've never seen.	
17:20-17:40	Coffee Break	
17:40-18:10	Keynote Speech Fintech and Financial Regulation Mr. Motonobu Matsuo, Deputy, Commissioner, Planning and Coordination Bureau Financial Services Agency, The Japanese Government	
18:10-19:00	Panel Discussion3 MiFID 2 Enforcement – Impact on the Tokyo Trading Market < Moderator > Mr. Junya Umeno Co-Chair, FIX Trading Community Japan Regional Committee / Director, BlackRock Japan Co., Ltd. < Panelists > Mr. Atsuya Watanabe Director Administration Markets and Securities Services, Citigroup Global Markets Japan Inc. Mr. Ryan Imaizumi Managing Director, Global Pan Asian Equity COO & Head of Equity Business Admin Dept, Mizuho Securities Co., Ltd Mr. Takashi Hiratsuka Asset Management Division, Trading Group, Group Leader, Resona Bank, Ltd. Mr. Yutaka Nishiyama Head of Legal & Compliance, Schroder Investment Management (Japan) Limited	
19:00-20:00	Networking Drink Reception	

Note: The above agenda is tentative - topic, presentation, and speaker might be changed. Simultaneous Interpretation will be provided in workshop Sessions.

パネルディスカッション 1

Panel Discussion 1

金融業界におけるブロックチェーンの現状と未来 - どのように捉え、準備するべきか -

Current Status and Future of Block Chains in the Financial Industry How We Should Think about It and Prepare.

<ファシリテータ>

アクセントゥア株式会社

テクノロジー コンサルティング本部 テクノロジーアーキテクチャグループ マネジング・ディレクター
山根 圭輔 氏

<パネリスト>

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

デジタル企画部 部長

相原 寛史 氏

株式会社日本取引所グループ

総合企画部 フィンテック・ラボ 室長

山藤 敦史 氏

株式会社日立製作所

金融システム営業統括本部 事業企画本部 金融イノベーション推進センタ センタ長
長 稔也 氏

< Facilitator >

Mr. Keisuke Yamane, Managing Director, Accenture Technology –Tech-Arch Group
Accenture Japan Ltd.

< Panelists >

Mr.Hirofumi Aihara

General Manager, Digital Transformation Division

Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

Mr. Atsushi Santo

Head of Fintech Laboratory, Corporate Strategy Department

Japan Exchange Group, Inc.

Mr. Toshiya Cho

Senior Vice President, Financial Innovation Center, Business Planning Unit

Financial Information Systems Sales Management Division

Hitachi, Ltd.

略歴

アクセントチュア株式会社

テクノロジー コンサルティング本部 テクノロジーアーキテクチャグループ マネジング・ディレクター
山根 圭輔 氏

Mr. Keisuke Yamane, Managing Director, Accenture Technology –Tech-Arch Group
Accenture Japan Ltd.

主に金融業界において、1,000 億円規模のプログラム推進リードから、アジャイル開発 SCRUM マスターまで幅広く担当する。
一方で、テクノロジーアーキテクトグループにおける、FinTech リードを担当しており、Digital Eco-System 構築、ブロックチェーン技術利用の検討推進等のコンサルティングも実施している。

Responsible for a wide range from the program management lead of the scale of 100 billion yen to the agile development SCRUM master mainly in the financial industry.

On the other side, in charge of FinTech lead in the Technology Architect Group, and has also conducted consulting such as establishing Digital Eco-System and consulting and delivery on using block chain technology.

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

デジタル企画部 部長
相原 寛史 氏

Mr.Hirofumi Aihara
General Manager, Digital Transformation Division
Mitsubishi UFJ Financial Group,Inc.

1990 年大阪大学工学部卒業、同年三菱銀行（現三菱東京 UFJ 銀行）入行。株式投資関連に業務した後、1999 年より企画部にて財務企画業務を経て、会計業務の BPR や MIS の構築等のプロジェクトに携わる。2008 年以降、米国および本邦にて IT 企画業務に従事、2014 年よりアジアシステム室長としてアジア地域の IT 運営を統括。2017 年 4 月より現職。

Hirofumi Aihara is General Manager of the Digital Transformation Division, MUFG responsible for global digital transformation programs.

His vast professional experience in both business and IT enables him to collaborate with executives within the financial institution which has a footprint in over 50 countries around the world. During the 28 years he has served MUFG, he held positions in various areas of banking – Corporate Finance, Risk Management as well as Systems, where he implemented several projects to upgrade the bank's IT infrastructure.

株式会社日本取引所グループ

総合企画部 フィンテック・ラボ 室長

山藤 敦史 氏

Mr. Atsushi Santo

Head of Fintech Laboratory, Corporate Strategy Department

Japan Exchange Group, Inc.

JPX グループでの 20 年以上のキャリアで市場運営に関わる幅広い業務（IT、ビジネス、規制）を経験。

DLT/Blockchain の実証実験をリードし、その成果を「金融市場インフラに対する分散台帳技術の適用可能性について」として 2016 年 8 月に公表。

現在はそれを業界連携型実証実験へと発展させ現在 30 社超の金融機関を集めている。

Atsushi Santo has been working for JPX and its group companies over 20 years and has a broad experience in market operation, technology, business development and regulation.

He has led the PoC on DLT/blockchain and concluded the experiment by publishing a working paper, 'Applicability of Distributed Ledger Technology to Capital Market Infrastructure' in August, 2016.

The new initiative has now expanded to industry-wide PoC connecting more than 30 financial institutions.

株式会社日立製作所

金融システム営業統括本部 事業企画本部 金融イノベーション推進センタ センタ長

長 稔也 氏

Mr. Toshiya Cho

Senior Vice President, Financial Innovation Center, Business Planning Unit

Financial Information Systems Sales Management Division

Hitachi, Ltd.

1985 年日立製作所入社、証券業界対応システム・エンジニア、金融機関向け CRM ソリューション開発、ビジネス・コンサルティング活動、銀行勤務などを経て、2016 年より現職。

The Linux Foundation が主催する Hyperledger において Governing Board Member を兼任。筑波大学非常勤講師。

Toshiya Cho joined Hitachi, Ltd. in 1985. After playing various roles including systems engineer for the securities industry, CRM solution development for financial institutions, business consulting, and even as a banker, he is leading FinTech related solution planning as a head of Financial Innovation Center. He is a member of the Governing Board of the Hyperledger hosted by the Linux Foundation, and is a part-time lecturer at Tsukuba University.

パネルディスカッション 2 Panel Discussion 2

テクノロジーが世界の規制改革に どのように役立つのか：RegTechの台頭

How can Technology Help Address Global Regulatory Reforms: The Rise of RegTech

<モデレーター>

エンコグナイズ合同会社 CEO

国際レグテック協会 (NPO) 執行委員会メンバー兼日本支部代表 ブルーノ・アブリユ 氏

<パネリスト>

株式会社クラウドリアルティ 代表取締役

一般社団法人 Fintech 協会 理事兼キャピタル・マーケット分科会会長 鬼頭 武嗣 氏

Keychain Pte.Ltd.

Co-founder and CEO ジョナサン・ホープ 氏

RegPac Revolution Pte. Ltd.

創業者兼 CEO モナ・ゾエット 氏

アクセンチュア株式会社

金融サービス本部 ファイナンス&リスクサービス シニア・マネジャー 芦田 琢治 氏

< Moderator >

Mr. Bruno Abrioux, Executive Board Member, **encognize GK**

Chapter President, Japan, **International RegTech Association (NPO)**

< Panelists >

Mr. Takeshi Kito, Founder & CEO, **Crowd Realty, Inc.**

Executive Board Member, Head of Capital Markets Committee

Fintech Association of Japan (NPO)

Mr. Jonathan Hope, Co-Founder and CEO, **Keychain Pte.Ltd.**

Ms. Mona Zoet, Founder and CEO, **RegPac Revolution Pte. Ltd.**

Mr. Takuji Ashida, Senior Manager, Financial Service - Finance & Risk Service

Accenture Japan Ltd.

エンコグナイズ合同会社 CEO

国際レグテック協会 (NPO) 執行委員会メンバー兼日本支部代表 ブルーノ・アブリユ 氏

Mr. Bruno Abrioux, Executive Board Member, **encognize GK**
Chapter President, Japan, **International RegTech Association (NPO)**

1999年より、ITソリューション基幹システムや金融サービス業界に関連したサービスを提供する多数の Fortune Global 500（世界上位 500 社）のグローバル企業に従事。

IT オペレーション部門の代表から CTO（最高技術責任者）、リレーションシップ・マネジメント責任者、営業統括部長、最高総務責任者にいたるまで、ヨーロッパおよびアジア太平洋で幅広い役職経験を有する。

2007年以降は、日本を拠点に活動。

2017年12月からエンコグナイズ合同会社のCEO。

国際レグテック協会執行委員会メンバー兼日本支部代表

Prior to launching encognize, Bruno has worked since 1999 for global organizations and Fortune 500 companies delivering mission critical technology solutions and related services to the Financial Services Industry. He has held a variety of management positions in Europe and then APAC with roles spanning from Head of IT Operations and Chief Technology Officer, to Director of Relationship Management, Head of Account and Sales Management as well as Chief Administrative Officer.

Bruno has been based in Japan since 2007, where he also represents the IRTA.

株式会社クラウドリアルティ 代表取締役

一般社団法人 Fintech 協会 理事兼キャピタル・マーケット分科会会長 鬼頭 武嗣 氏

Mr. Takeshi Kito, Founder & CEO, **Crowd Realty, Inc.**
Executive Board Member, Head of Capital, Markets Committee
Fintech Association of Japan (NPO)

東京大学工学部建築学科卒、同大学院工学系研究科建築学専攻修士課程修了。

ボストン・コンサルティング・グループ、メリルリンチ日本証券投資銀行部門を経て当社を創業。

不動産証券化とエクイティ・クラウドファンディングを組み合わせた P2P ファイナンスのマーケットプレイス運営を手掛ける。

一般社団法人 Fintech 協会理事。キャピタル・マーケット分科会担当。

Prior to establishing Crowd Realty, he worked for Merrill Lynch as a real estate investment banker and has 4.5 years experience in capital markets and real estate securitization.

Before joining Merrill Lynch, he worked for Boston Consulting Group and Grove International Partners.

He holds bachelor's and master's degrees in Architecture from the University of Tokyo.

Executive board member and head of capital markets committee of the Fintech Association of Japan.

Keychain Pte.Ltd.

Co-Founder and CEO ジョナサン・ホープ 氏

Mr. Jonathan Hope, Co-founder and CEO, **Keychain Pte.Ltd.**

Jonathan is a technologist and entrepreneur with rare breadth and depth of experience in financial and blockchain technology. With over 15 years of experience building and deploying high-performance trading systems in New York and Tokyo at companies such as Goldman Sachs and Bloomberg, Jonathan is focused on applying blockchain technology in novel ways to fortify operational integrity in the finance, IoT, and enterprise spaces.

RegPac Revolution Pte. Ltd.

創業者兼 CEO モナ・ゾエット 氏

Ms. Mona Zoet, Founder and CEO, **RegPac Revolution Pte. Ltd.**

Mona is the Founder and CEO of RegPac Revolution Pte. Ltd., a Regulatory Technology Ecosystem builder and Digital Knowledge Platform for Education, Networking and Thought Leadership Events.

She has worked for more than 15 years around the globe in top tier Financial Institutions, such as JP Morgan (Hong Kong), State Street (Boston, USA), Lloyds Banking Group (NYC, USA) and Bank of America Merrill Lynch (Singapore), and has seen most of the banking landscape from a Local, Regional and International perspective, before setting up her own company ThinkMola, a boutique regulatory compliance & risk management consultancy firm, in Singapore.

アクセンチュア株式会社

金融サービス本部 ファイナンス&リスクサービス シニア・マネジャー 芦田 琢治 氏

Mr.Takuji Ashida, Senior Manager, Financial Service - Finance & Risk Service

Accenture Japan Ltd.

テクノロジーコンサルタントとして約 15 年の経験を持ち、金融・ハイテク業界を中心に会計領域での規制対応、業務改革およびシステム刷新プロジェクトに従事。

2008 年にアクセンチュアに入社。最近 8 年は証券会社でのバーゼル規制対応、IFRS 対応、業務効率化などを支援。2016 年ワシントン州米国公認会計士に登録。

現在は、データに基づく経営判断を促進する仕組みづくりや RegTech の推進に注力。

Ashida has about 15 years of experience as a technology consultant and engaged in business / system transformation projects in the accounting domain, mainly in the financial and high-tech industries.

Joined Accenture in 2008. In the last 8 years, he supports projects at the securities companies. Registered as a US Certified Public Accountant at Washington State in 2016.

His support transformation of company to data-driven decision making schema in enterprise performance management area including RegTech.

基調講演

Keynote Speech

FinTech と金融規制の在り方

Fintech and Financial Regulation

松尾 元信 氏

Mr. Motonobu Matsuo

金融庁 総務企画局 参事官

**Deputy, Commissioner
Planning and Coordination Bureau
Financial Services Agency, The Japanese Government**



金融庁
総務企画局 参事官
松尾 元信 氏

Mr Motonobu Matsuo
Deputy, Commissioner
Planning and Coordination Breau
Financial Services Agency, The Japanese Government

1987年大蔵省（現財務省）入省。広島国税局徳山税務署長、国際金融局為替資金課課長補佐、主計局総務課課長補佐などを経て、主計局主計官補佐。その後、内閣法制局参事官、主計局主計企画官、同地方財政担当主計官、国際局為替市場課長を歴任。金融庁総務企画局企画課長を経て、2016年6月より現職。

Mr. Motonobu Matsuo is Deputy Director-General (Credit & Insurance system) and Secretary General (Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board) of the Financial Services Agency, the Government of Japan (JFSA). He is mainly responsible for legal systems for banking and insurance industries and Japanese FinTech policy.

Prior to joining JFSA in July 2014, Mr. Matsuo had his long career in the Ministry of Finance, Government of Japan. He served as Budget Examiner for Local Government Finance and was responsible for budgeting for local government. He also served as Director for Foreign Exchange Markets Division and was responsible for Japanese foreign exchange policy measures and managing foreign reserves.

Mr. Matsuo also had a role of Counselor, Cabinet Legislation Bureau from 2002 to 2008, and Deputy Personal Secretary to the Prime Minister from 1994 to 1995.

FinTechと金融規制の在り方

金融庁総務企画局参事官

松尾 元信

平成30年2月28日

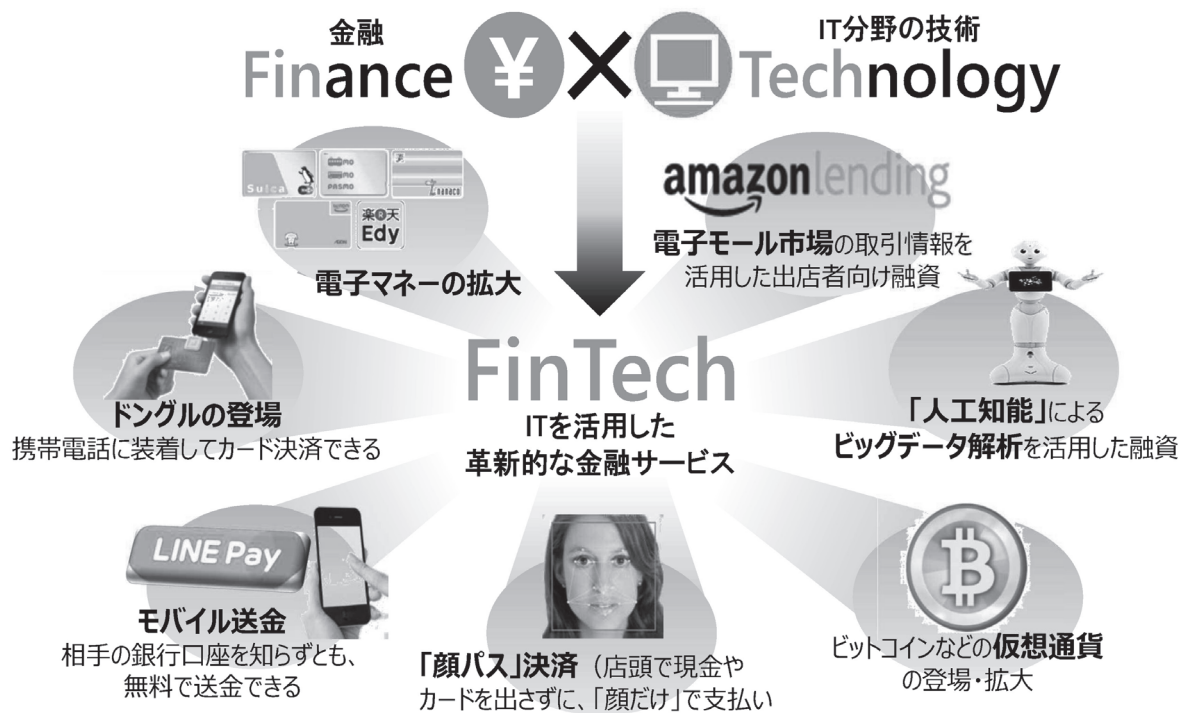
1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

2. 具体的な対応

- ①金融庁のフィンテックに対する取組み
- ②オープンAPIの促進に向けた法改正(昨年の通常国会)
- ③ITの進展に伴う銀行法等の改正(一昨年の通常国会)
- ④ビットコインとブロックチェーン
- ⑤機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥決済高度化
- ⑦FinTechサポートデスク等
- ⑧海外当局との連携

FinTech(フィンテック)に代表される金融・IT融合の動き

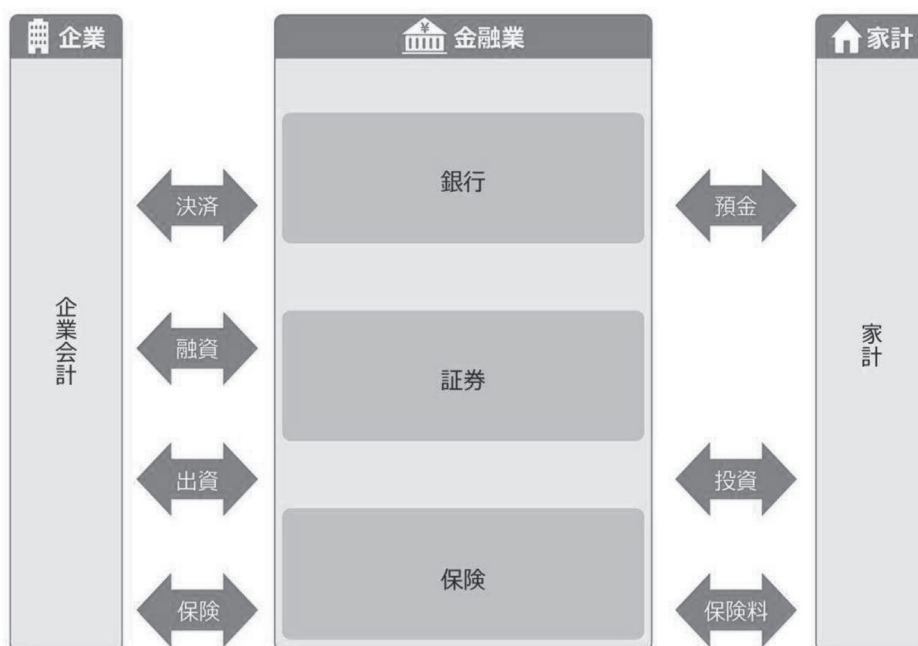
「フィンテック」とは、金融（ファイナンス）と技術（テクノロジー）の融合のことであり、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指して用いられることが多い。



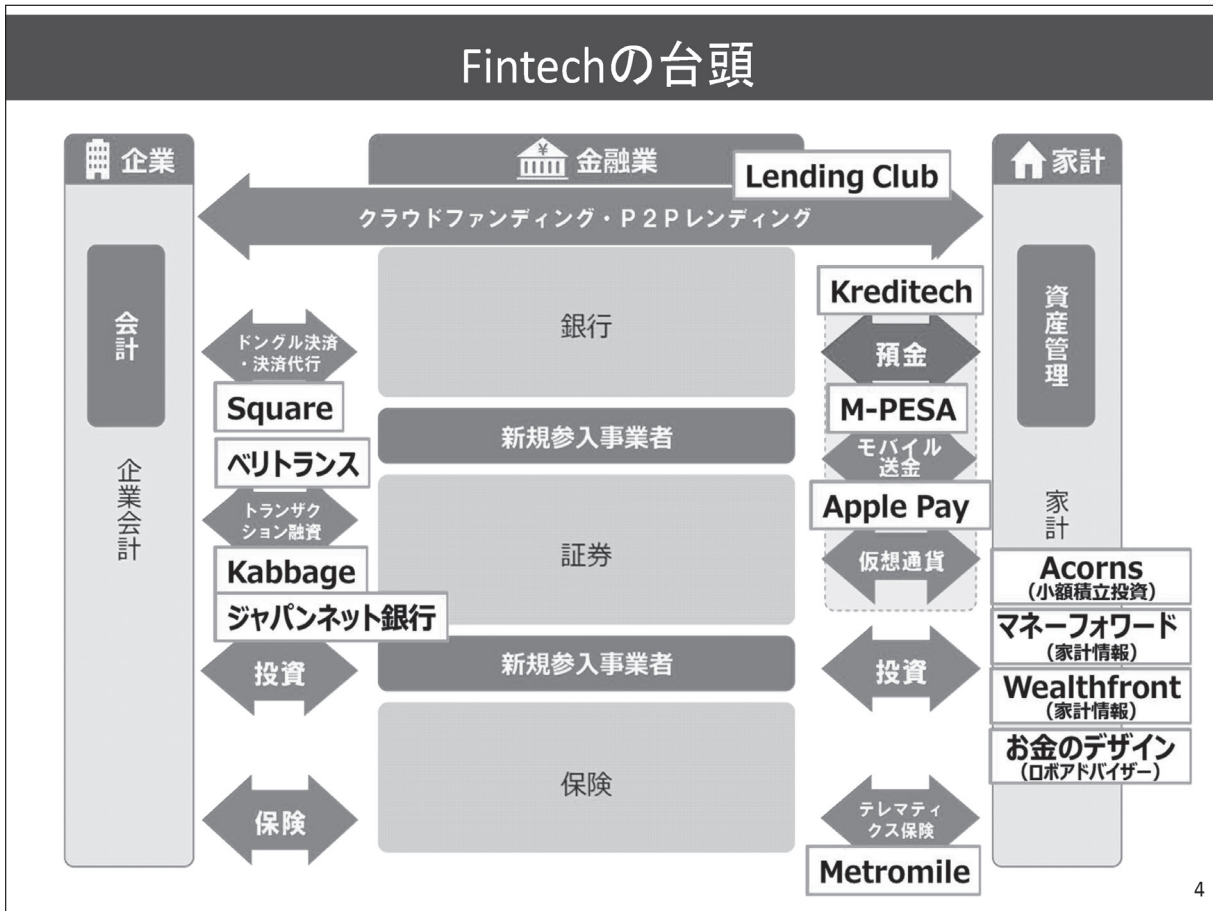
2

従来の金融サービス

平成27年12月22日金融調査会
経済産業省提出資料(抜粋)



3



4

テクノロジーの進展と金融サービスを巡る最近の動向

欧米の銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、そうした変化に戦略的に応じる動き

銀行業についてのコメント

- ビル・ゲイツ氏 (Microsoft社創業者) の発言

“Banking is necessary, banks are not”

(1994年、Microsoft社が決済関連IT系企業のIntuit社を買収した際のコメント)

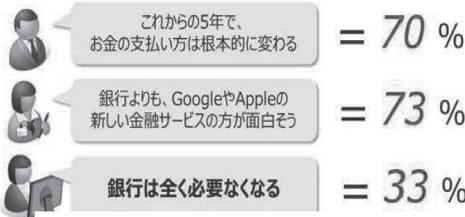
- 伝統的金融機関への影響についての指摘



“4.7 trillion in revenue for traditional financial services is at risk of being displaced by new technology-enabled entrants.”

(出典) 2015年12月、Goldman Sachs社リサーチレポート

- 一般利用者(米国)の意識調査 (2014年3月公表) の結果



(出典) 全米銀行協会説明資料を基に作成

米銀トップの問題意識

ジェイミー・ダイモン氏 (JPモルガン・チェースCEO)



われわれは、グーグルやフェイスブック、その他の企業と競合することになるだろう
2014年5月6日 EuroMoney(サウジアラビア)での発言

オープン・イノベーション (外部連携による革新)

- 欧米銀行では、ITイノベーションの取込みを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化

USbank

・FSV Payment Systems: プリペイドカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。

Capital One

・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。

BBVA Compass

・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。

citi

・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。

・Ecount: 小売業者向けのプリペイドカード・プラットフォーム開発業者。

・JPMORGAN CHASE & CO.

・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラムの提供・管理システム開発業者。

SOCIETE GENERALE (仏)

・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。

CRÉDIT AGRICOLE S.A. (仏)

・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供者。

Santander (スペイン)

・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供者。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。

BARCLAYS (英)

・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのウェブ等の発行・管理システム開発業者。

BNP PARIBAS (仏)

・FLASHIZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供者。

(出典) 平成27年2月5日 金融審議会・決済業務等の高度化に関するスタディグループ(第10回会合) 幹事委員説明資料

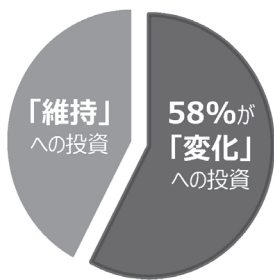
5

ITの進化を活用した金融サービス(日本と海外の状況)

こうした動きは、金融機関のIT投資の戦略性や内部のIT人材確保の問題と密接不可分の指摘がある

IT投資の戦略性

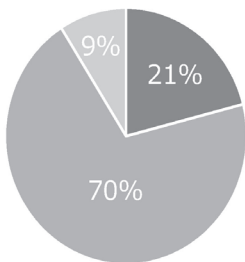
米銀のIT予算の優先分野



(資料) Technology Business Research
(注1) 2014年時点

(注2) 投資総額10億ドル以上の北米地域の大手金融機関のITへの予算の約20%を対象に実施
(出典) 金融審議会・決済業務等の高度化に関するスタンダードグループ(第2回委員会)株式会社日本総合研究所 説明資料

邦銀のシステム関連経費

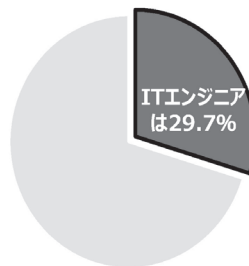


(注3) 2014年時点

(出典) FISCI「金融機関業務のシステム化に関するアンケート調査」(平成26年3月)

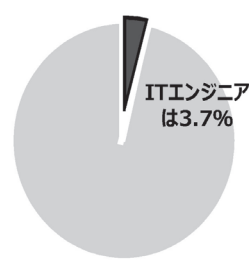
ITエンジニア数・比率

約11,000/37,000人



米国・大手金融機関の例

約4,100/111,000人



日本・大手銀行の例

(出典) 各社公表資料等

6

ITの進化を活用した金融サービス(日本と海外の状況)

我が国では、高機能なATMなどの分野で、高い安全性を確保して高水準のサービスが発展

高機能なATM

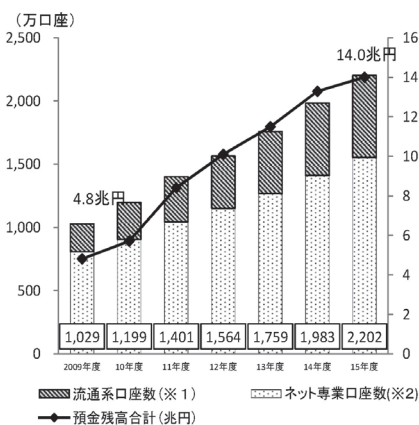
- 40年以上前に導入。単なる入出金の機能以外に、
 - ✓ 他行宛の振込み、
 - ✓ 税金振込み、
 - ✓ 通帳記入、
 - ✓ 定期預金や外貨預金対応等のサービスを発展。世界的にも極めて高機能との評価。



(出典) 平成27年2月5日 金融審議会・決済業務等の高度化に関するスタンダードグループ(第10回委員会)鈴木委員(三菱東京UFJ銀行(全銀協会長行))説明資料

ネット系銀行の利用拡大

- ネット系銀行等の口座数・預金残高の推移(ネット専業銀行・流通系銀行)



(※1) イオン銀行、セブン銀行

(※2) じぶん銀行、ジャパンネット銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、大和ネット銀行、楽天銀行

(出典) 各社HP公表資料(年次報告書等)を基に作成

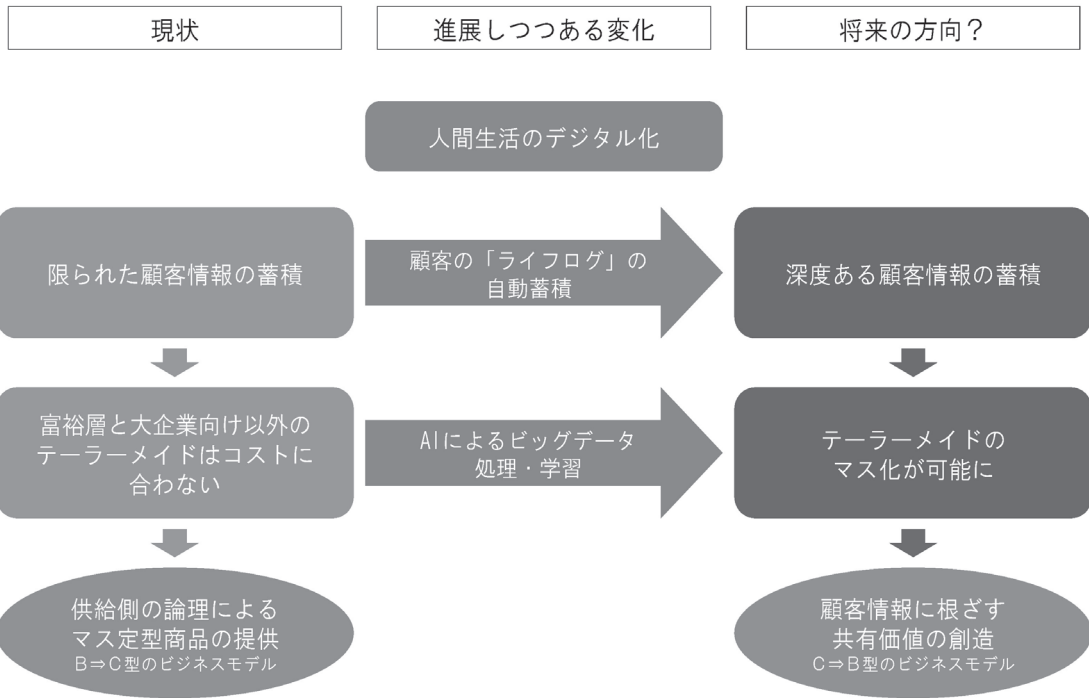
プリカ・電子マネーの拡大

- プリペイドカード年間発行額
2009年度 約13.2兆円
2015年度 約23.9兆円(約1.8倍)
- 主要5電子マネー(※)
発行枚数 約2億9559万枚
利用可能拠点 約116万ヶ所
(いずれも2016年7月末)
- ※ 楽天Edy、PASMO、Suica、nanaco、WAON
- 資金移動業取扱高
2010年度 約140億円
2015年度 約5400億円(約39倍)

(出典) 日本資金決済業協会HP、月刊消費者信用(2016年9月)

7

1. 何が起きているのか？

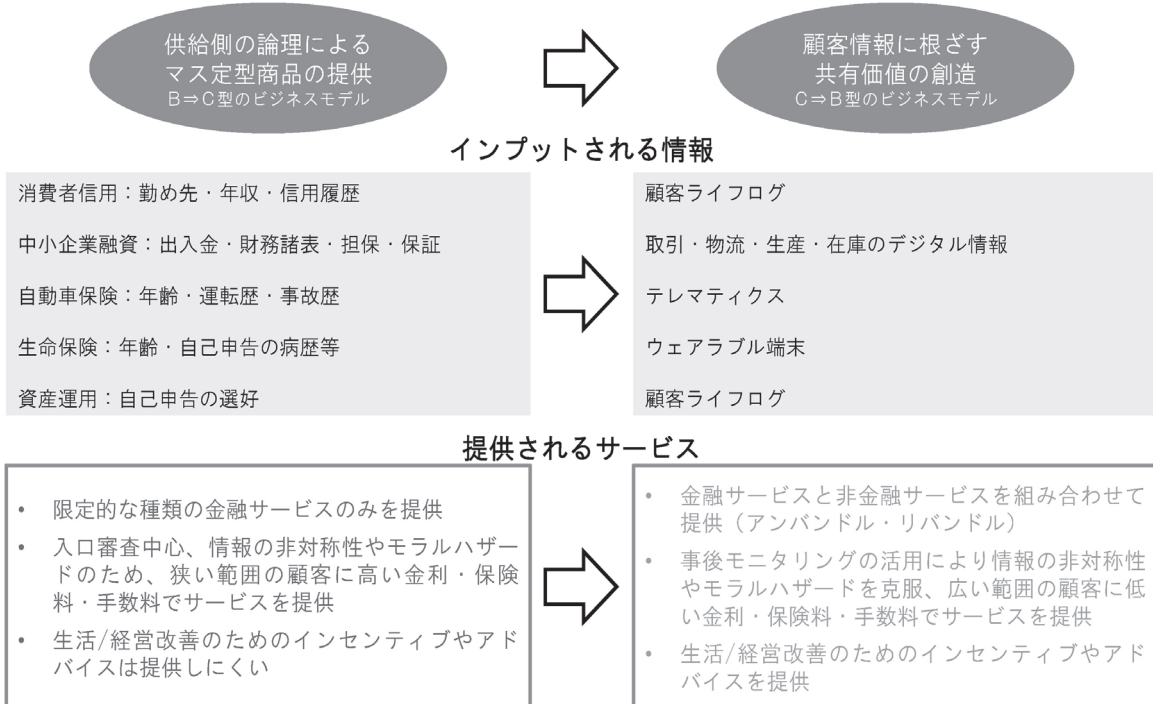


○こうした変化が進む可能性についてどう考えるか？

○他にどのような変化が起きているか、考えられるか？ (出典)平成29年5月25日 森金融庁長官講演
(於:コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス)

8

2. どんな新たな価値を創造しうるのか？

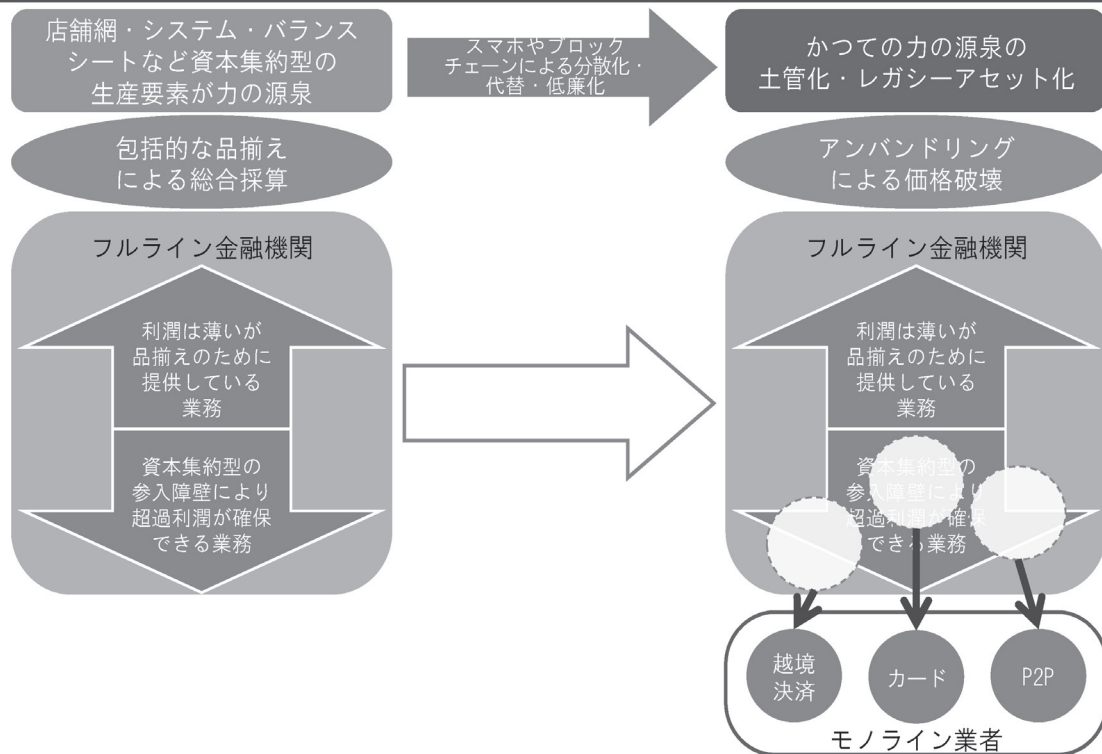


○こうした価値創造の可能性についてどう考えるか？

○「新しい金融」は他にどのような価値を創造しうるか？ (出典)平成29年5月25日 森金融庁長官講演
(於:コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス)

9

3. 誰が担い手になるのか？（今後も資本集約型で勝負できるか？）



(出典)平成29年5月25日 森金融庁長官講演
(於:コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス)10

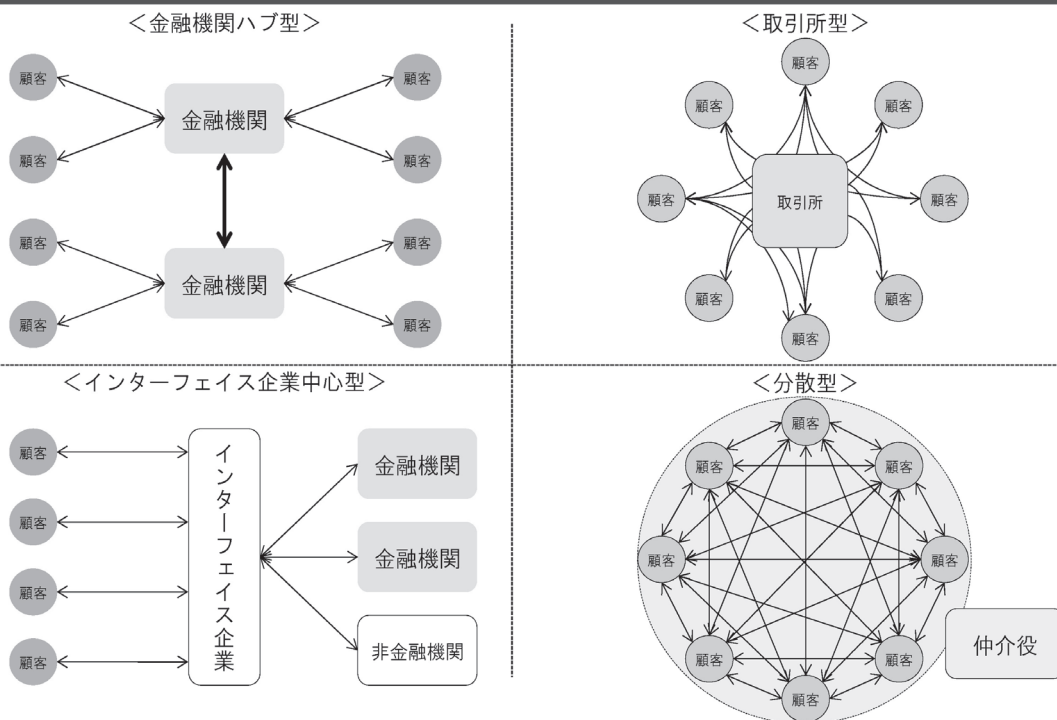
3. 誰が担い手になるのか？（資本に代わる成功要因は？）

新しい金融の強みの源泉は？		誰が持っているのか？ 今後の役割は？
資本	店舗網・システム・バランスシート	資本集約型の生産要素は現在は既存金融機関の力の源泉だが、土管化・レガシーアセット化も？
知識	顧客情報の蓄積	流通業は生活の詳細に関する情報を集められるが、銀行は1か月分合計の引き落とし額しか知らない。
	技術	自前？買収？連携？
利便	顧客との接点	銀行はフィンテック・ベンチャーよりは接点が多いが流通業よりも少ない
	品揃え	単一主体で顧客のニーズに合わせた金融・非金融サービスの組合せを提供することは難しい
信頼	顧客の信頼	金融業・非金融業を問わず、顧客本位のビジネスモデル、顧客との関係の構築、能力の水準が信頼を得る要か？

- 新しい金融の担い手になるために鍵となる要件は何か？
- どのような主体が新しい金融の中心的な担い手となるのか？
- 金融機関は土管役にとどまるのか、それとも他の主体と連携して付加価値形成の核になるのか？

(出典)平成29年5月25日 森金融庁長官講演
(於:コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス)11

4. 新しいネットワークの姿は？



- ネットワークはどのような姿になっていくのか？
- ネットワークの変化の方向を決める要因は何か？

(出典)平成29年5月25日 森金融庁長官講演
(於:コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス)

5. 金融規制はどう変わるべきか？

・ 機能のアンバンドリング・リバンドリングを可能にするにはどうしたらいいか？

⇒エンティティ単位の規制から、機能別の規制へ重点を移すべきではないか

- 規制で守るべき機能は何か。預金？ 決済？ 信用創造？
- 多様な形態の間の競争条件の公平をどう確保するのか。
- グループ内の利益相反をどう防ぐのか
- 規制しない機能から守るべき機能へのリスク遮断をどう確保するのか
- 顧客情報の適切な管理をどう確保するのか

・ 金融仲介がハブ型から分散ネットワーク型になることにどう対応すべきか？

⇒市場規制的な視点の比重が高まるのではないか

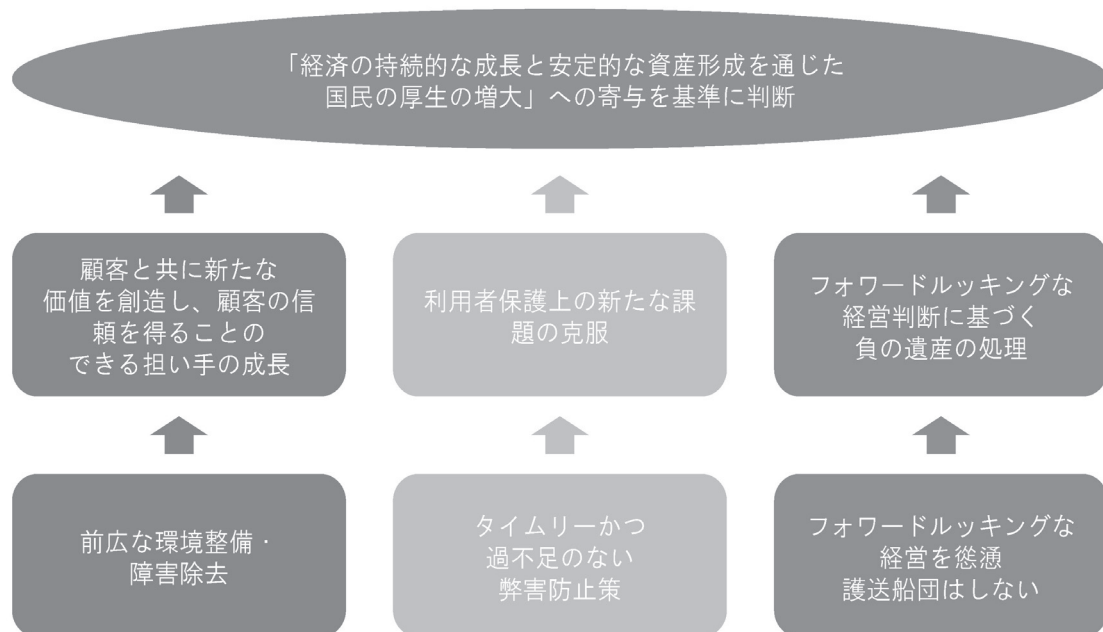
・ イノベーションと利用者保護を両立させるにはどうしたらいいか？

⇒レギュラトリー・サンドボックスとインフォームド・コンセント

- こうした視点についてどう考えるか？
- 他にどのような視点が考えられるか？

(出典)平成29年5月25日 森金融庁長官講演
(於:コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス)

6. 当局はどのような考え方で臨むべきか？



- このような方針についてどう考えるか？
- 他にどのような視点がありうるか？

(出典)平成29年5月25日 森金融庁長官講演
(於:コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス)

14

1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

2. 具体的な対応

- ①金融庁のフィンテックに対する取組み
- ②オープンAPIの促進に向けた法改正(昨年の通常国会)
- ③ITの進展に伴う銀行法等の改正(一昨年の通常国会)
- ④ビットコインとブロックチェーン
- ⑤機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥決済高度化
- ⑦FinTechサポートデスク等
- ⑧海外当局との連携

15

フィンテックの現状認識と取組み

フィンテックへの対応

- フィンテックの進展等により、金融ビジネスがBtoC型からCtoB型のビジネスモデルに移行する可能性がある中、利用者保護等を確保しつつ、金融サービスのイノベーションを促し、利用者利便等の向上につなげるための環境整備を図る必要
- フィンテックの進展に対応して、以下の取組みを実施
 - ✓ 銀行法を改正し、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するための環境を整備
 - ✓ IT分野の技術革新の実用化等を促進するため、フィンテック企業に対する支援体制を整備
 - ✓ 企業の財務・決済プロセスの効率化をはじめとする決済高度化を推進
 - ✓ 海外当局との間におけるフィンテックに係る協力枠組みの構築等の国際的なネットワークを強化

平成28事務年度金融レポート（29年10月25日）より抜粋

16

1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

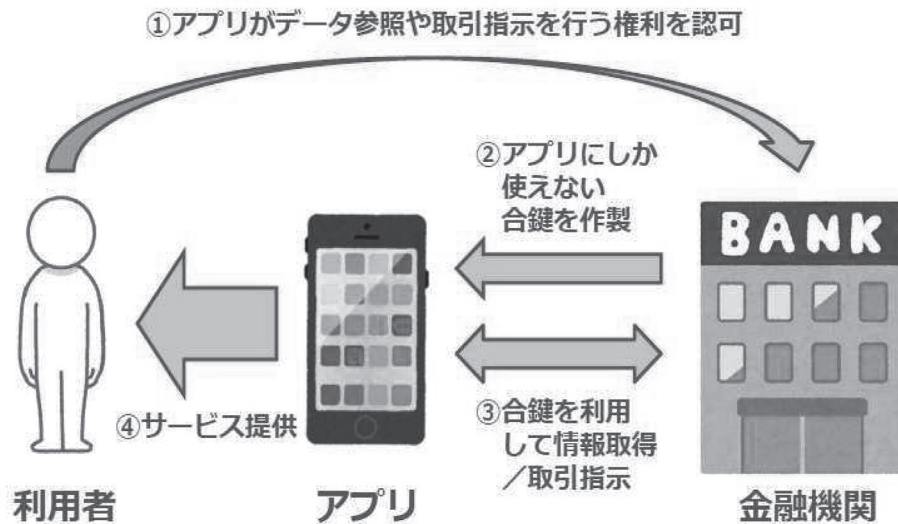
2. 具体的な対応

- ① 金融庁のフィンテックに対する取組み
- ② オープンAPIの促進に向けた法改正（昨年通常国会）
- ③ ITの進展に伴う銀行法等の改正（一昨年通常国会）
- ④ ビットコインとブロックチェーン
- ⑤ 機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥ 決済高度化
- ⑦ FinTechサポートデスク等
- ⑧ 海外当局との連携

17

金融機関APIの仕組み

- ・ 信頼できるパートナーに合鍵を作製
- ・ 合鍵を利用して、利用者のためにデータ参照／取引指示



更新系APIの用途（消費者向け）



振込

家賃・仕送り・学費等の送金
Amazon・楽天などでの
買い物にデビット取引

貯蓄

クレジットカードの支払履歴や
ウェアラブル端末のデータ
(Ex. 運動記録) をトリガーと
して、貯蓄用口座（預金や証券
口座）に少額送金

自動車・不動産サイト



ローン申し込み

家や自動車を買う時に、予め与
信判断を行っておくことで、意
思決定がスムーズに

銀行法等の一部を改正する法律の概要①

平成29年5月26日成立
6月2日公布

背景・問題意識等

フィンテック(金融×IT)の動きが世界的規模で加速



利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていくための制度的枠組みを整備

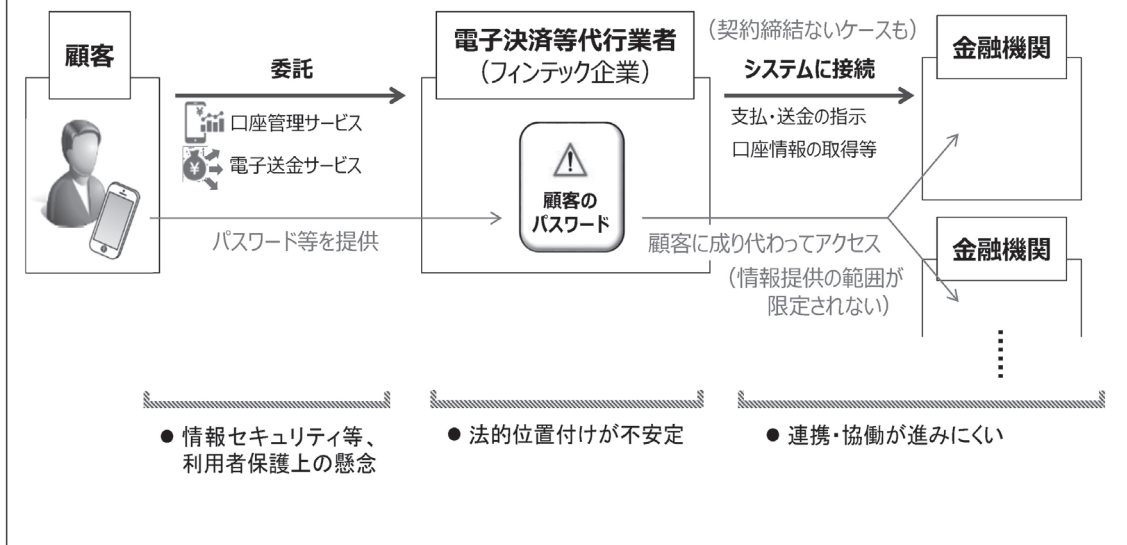
日本では、銀行システムによるネットワークが高度に発達。電子マネー等の様々な決済サービスが登場する中でも、そのファイナリティ付与には銀行預金の決済機能が広く利用されている。



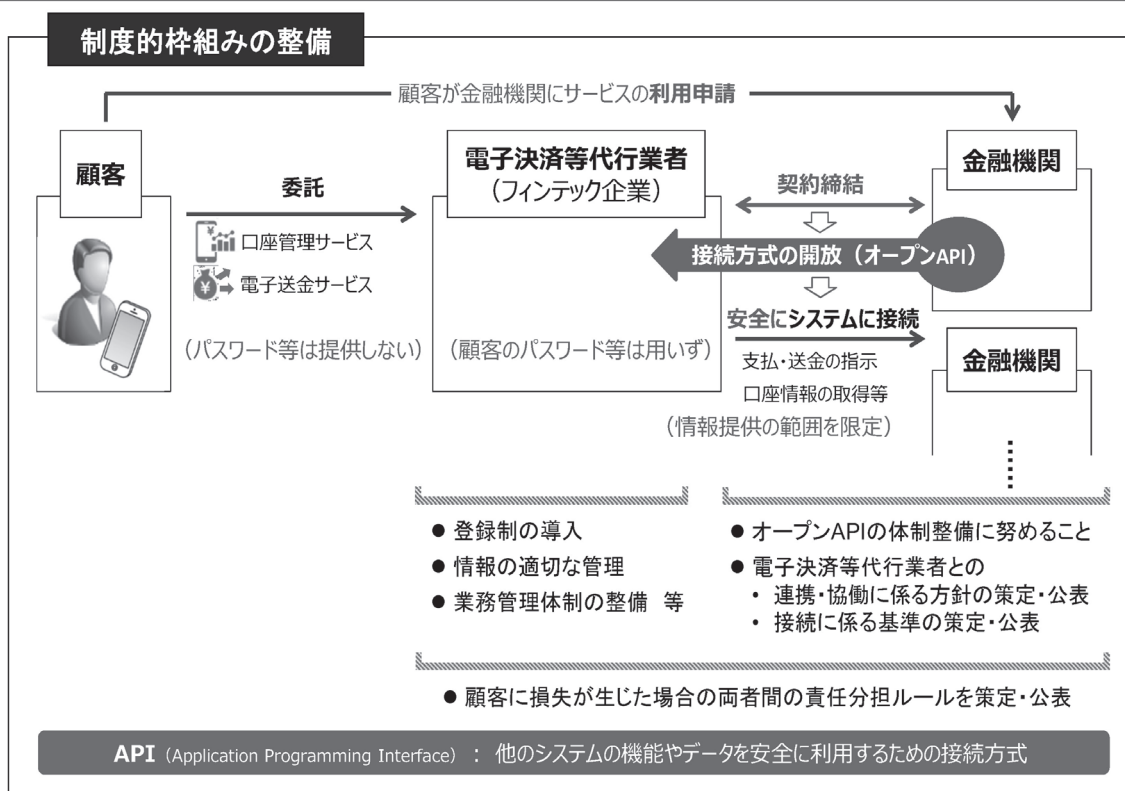
日本においては、例えば、銀行のネットワークを活かして、フィンテック企業の先進的なアイデアや技術を、実際の金融サービスへとつなげていくことなどが考えられる。

銀行法等の一部を改正する法律の概要②

システム接続の現状



銀行法等の一部を改正する法律の概要③



22

銀行法等の一部を改正する法律の概要④

電子決済等代行業者に対し、登録制を導入し、以下のルールを整備

1. 電子決済等代行業者の体制整備・安全管理に係る措置

- 利用者保護のための体制整備
- 情報の安全管理義務等
- 財産的基礎の確保

2. 電子決済等代行業者の金融機関との契約締結等

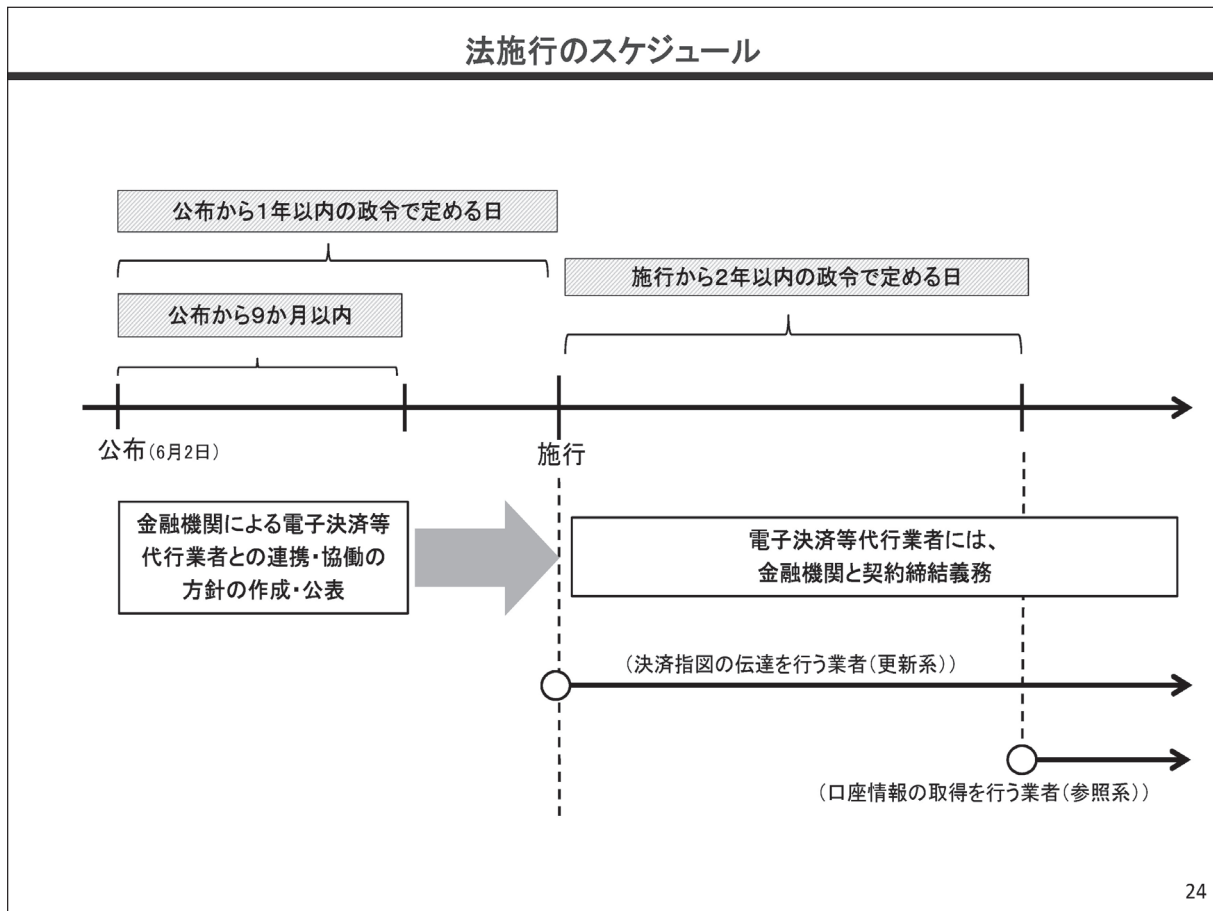
- サービス提供にあたり以下の事項を含む契約を締結
 - ・ 利用者の損害に係る賠償責任の分担
 - ・ 利用者に関する情報の安全管理

3. 金融機関におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置

- 電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表
- 電子決済等代行業者との接続に係る基準の策定・公表
- オープンAPI導入に係る努力義務

※農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法も銀行法と同様に改正。

23



銀行法等の一部を改正する法律の内閣府令について

法律の内容 (附則第10条1項)

○ 銀行等は、内閣府令で定めるところにより、法の公布の日から9か月後までに、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針を作成し、公表しなければならないこととされている。

内閣府令の内容

○ 委任を受けた内閣府令では、当該方針は、以下の事項を含むものとする。

- ・ 電子決済等代行業者との連携・協働に係る基本方針
- ・ 更新系API及び参照系APIそれぞれについての導入の有無及びその理由、導入する場合には導入予定時期
- ・ 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務システムの構築に関する方針、担当部門及び連絡先
- ・ そのほか、電子決済等代行業者が当該銀行等と連携・協働するかどうかを検討するために参考となる情報

○ なお、銀行は、上記の方針を決定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととし、これを変更したときも、同様とする。

25

銀行におけるオープンAPI導入・検討状況

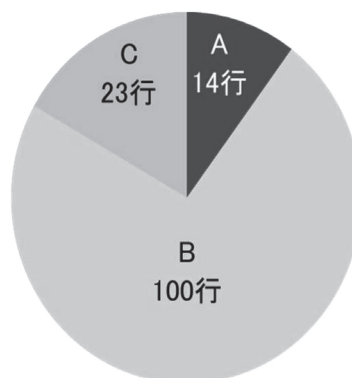
銀行におけるオープンAPI導入・検討状況に係る調査結果

- 「未来投資戦略2017」のKPI「今後3年以内(2020年6月まで)に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す」を踏まえ、以下のとおり、調査を実施。

調査概要

調査期間	平成29年11月28日～12月1日
調査対象	全銀協正会員・準会員 計190行 ※右記調査結果は、このうち外国銀行支店を除く、邦銀137行の回答を抽出
設問	平成29年11月末時点におけるオープンAPIに係る貴行の導入・検討状況を以下A～Cからお選びください。 A) すでにオープンAPIに係るサービスを提供している、あるいはオープンAPIに係る体制整備が完了している B) 平成32年(2020年)6月までに提供する方向で検討している C) 上記AやBの状況にはない

調査結果



⇒ 邦銀は、回答137行中114行(83%)が提供・体制整備済み、あるいは2020年6月までに提供する方向で検討中。

(出所) 第4回 決済高度化官民推進会議 全銀協説明資料

26

第3回決済高度化官民推進会議・全国銀行協会説明資料をもとに作成

「オープンAPIのあり方に関する検討会」の設置

平成28年10月21日公表

目的

- 金融機関とFinTech企業等との連携や金融サービスの高度化に向けたツールとして、銀行システムへの接続仕様を外部事業者等に公開する“オープンAPI”への注目が高まっている。わが国銀行界においても、現在、多数の銀行がオープンAPIの活用可能性について検討を開始している状況。
- 諸外国では、英国“Open Banking Standard”をはじめ、API仕様の標準化に関する検討、APIの活用を促進していく上での課題への対応(セキュリティ、利用者保護)、必要な法整備について、官民連携した取組みが進展。
- こうした動向を踏まえ、本検討会では、わが国の金融サービスの高度化、利用者利便性等の向上を実現するためのオープンAPI活用促進に向けた、官民連携のイニシアティブを取りまとめる。

メンバー

【メンバー】

増田 正治 (株)三井住友銀行執行役員システム統括部長
 亀田 浩樹 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員システム本部長兼システム企画部長
 加藤 昌彦 (株)みずほフィナンシャルグループITシステムグループ専門役員
 梅原 弘充 (株)静岡銀行理事経営企画部長
 佐々木 勉 (株)北洋銀行チャネル開発部フィンテック推進室長
 吉本 憲文 住信SBIネット銀行(株)FinTech事業企画部長
 佐畑 大輔 (株)NTTデータ e-ビジネス営業統括部長
 羽川 茂雄 日本IBM(株)GBS事業本部銀行FM金融第一インダストリアルソリューション部長
 丸山 弘毅 FinTech協会代表理事/(株)インキュベーション・グループ代表取締役
 Mark Makdad FinTech協会理事/マネージャー(株)営業部長
 瀧 俊雄 一般社団法人金融革新同友会FINOVATORS/
 (株)マネーフォワード取締役兼Fintech研究所長

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
 森下 哲朗 上智大学法科大学院教授
 小出 篤 学習院大学法学部教授
 松尾 元信 金融庁総務企画局参事官
 小林 寿太郎 金融情報システムセンター企画部長
 永沢 裕美子 Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長

【オブザーバー】

岩下 直行 日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長
 鎌田 沢一郎 日本証券業協会政策本部参与
 中野 征治 日本クレジット協会/ユニーカード(株)事業開発部長

【事務局】

一般社団法人全国銀行協会 ※平成28年10月21日現在・敬称略

10回に及ぶ検討会を踏まえ、セキュリティ原則・利用者保護原則を含む

「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」を7月13日に公表

27

1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

2. 具体的な対応

- ①金融庁のフィンテックに対する取組み
- ②オープンAPIの促進に向けた法改正(昨年の通常国会)
- ③ITの進展に伴う銀行法等の改正(一昨年の通常国会)
- ④ビットコインとブロックチェーン
- ⑤機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥決済高度化
- ⑦FinTechサポートデスク等
- ⑧海外当局との連携

28

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 銀行法等の一部を改正する法律の概要

平成28年5月25日成立
6月3日公布
平成29年4月1日施行

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける 経営管理の充実

○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ・グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- ・グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ・グループの法令遵守体制の整備等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- ・システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- ・共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- ・グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

○ ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ・金融関連IT企業等への出資の容易化
- ・決済関連事務等の受託の容易化

○ ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ・ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ・プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

○ 電子記録債権の利便性向上

- ・異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

仮想通貨への対応

○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- ・仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- ・口座開設時における本人確認の義務付け等

利用者保護のためのルールの整備

- ・利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備等

29

金融関連IT企業等への出資の現状

<p>三井住友フィナンシャルグループ</p>	<p>生体認証を活用した本人認証プラットフォームを提供する銀行業高度化等会社(Polarify)をNTTデータ社、Daon社と共同で、設立(29年7月より事業開始)</p> <p>(出典) 同社HP</p>
<p>三菱UFJフィナンシャルグループ</p>	<p>銀行業高度化等に資する調査・研究、システム開発、コンサルティング等を主な業務とする新会社(Japan Digital Design)を設立(29年10月より事業開始)</p>
<p>三井住友フィナンシャルグループ</p>	<p>ビックデータ分析、アプリやサービスの企画・開発、デジタルマーケティング等を主な業務とする新会社を設立予定(29年8月発表)</p>

30

1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

2. 具体的な対応

- ①金融庁のフィンテックに対する取組み
- ②オープンAPIの促進に向けた法改正(昨年の通常国会)
- ③ITの進展に伴う銀行法等の改正(一昨年の通常国会)
- ④ビットコインとブロックチェーン
- ⑤機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥決済高度化
- ⑦FinTechサポートデスク等
- ⑧海外当局との連携

31

ビットコインについて

- インターネット上で取引される仮想通貨。
- 2008年に「ナカモトサトシ」と名乗る人物が公表した論文に基づき、インターネット上で有志の開発者によって開発されたと言われている。
- 強制通用力はない（相手方が受け入れる場合に限り、対価として利用可能）。【通貨との相違点】
- 発行者が存在せず、何らかの権利を表象するものでもない。【有価証券・プリペイドカード等との相違点】

【仕組み】

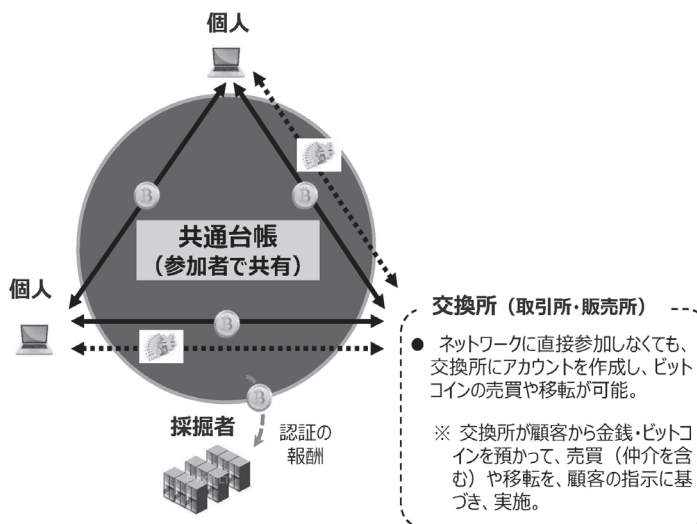
- ビットコインのユーザーとなるには、ネットワーク上に「ウォレット」を作成する必要。
- 当該「ウォレット」間でビットコインの移転が可能。
- ビットコインの全取引履歴は、ネットワークで共有される電子的な「台帳」(ブロックチェーン)に記録。

【発行】

- 取引の認証（「採掘」と呼ばれる）を行った者に、その報酬として、ビットコインがシステム上、新規に発行（特定の発行体は存在しない）。

【取得方法】

- ビットコインは、取引の認証（採掘）、交換所を通じての購入、他者からの移転によって入手可能。



32

仮想通貨に係る状況（民間情報サイトによる）

平成30年2月15日 時点

#	名前	時価総額	値段	割合
1	Bitcoin	¥17,530,489,700,353	¥1,039,413	約35.0%
2	Ethereum	¥9,767,542,798,902	¥100,053	約19.6%
3	Ripple	¥4,773,543,486,468	¥122.37	約9.6%
4	Bitcoin Cash	¥2,454,159,730,122	¥144,633	約5.0%
5	Litecoin	¥1,346,046,321,892	¥24,374.76	約2.7%

時価総額全体：約50兆円（上位5位で約72%）

（出所） 民間情報サイト（Coinmarketcap）

33

仮想通貨に係る法制度の整備 - 国際的な議論の状況

G7エルマウ・サミット首脳宣言 (H27.6.8)

「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」



FATF (金融活動作業部会) ガイダンス (H27.6.26)

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

34

仮想通貨に係る法制度の整備

1. MT GOXの事案について

- 平成26年、ビットコインの交換所であるMT GOX社が破産手続開始 (破産手続開始時、約48億円の債務超過)
- 同社代表者は、平成27年、業務上横領 (ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等) 等の容疑で逮捕

2. 国際的な議論の状況

- FATF (金融活動作業部会) ガイダンス (H27年6月)
「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」

3. 日本における法制度の整備状況

法制度の概要

- 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入
- 利用者の信頼確保のため、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルールを整備
 - 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
 - 最低資本金・純資産に係るルール
 - 当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等
 - 利用者に対する情報提供
 - 分別管理及び財務諸表についての外部監査
 - システムの安全管理
- マネロン・テロ資金供与対策として、口座開設時における本人確認等を義務付け
 - 口座開設時における本人確認
 - 疑わしい取引に係る当局への届出
 - 本人確認記録、取引記録の作成・保存
 - 社内体制の整備

35

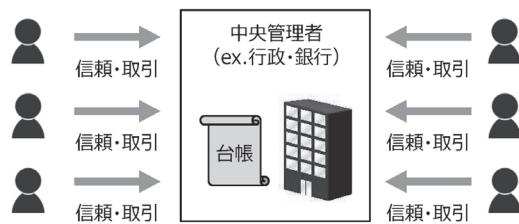
ブロックチェーンとは？

平成28年11月2日
自民党・金融調査会
FinTech協会 説明資料

- ・ ブロックチェーンは、「台帳（正しい情報）」の管理コストを、劇的に削減する仕組み
 - ブロックチェーンを使った象徴的なサービスが、「ビットコイン」

従来手法

中央管理者が、「台帳（正しい情報）」を一元管理

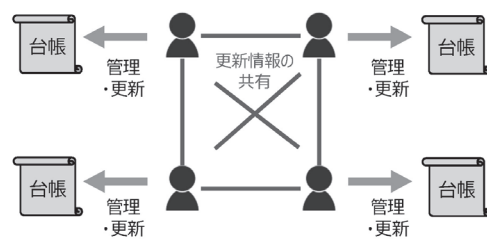


全員が、中央管理者の「台帳」を信頼するため、互いに信頼のない人との間でも取引をしている
 (銀行を信頼している為、知らない人に銀行振込しても不安がない)

しかし、中央管理者は、信頼を創出するために、莫大なコストが発生し続けている

ブロックチェーン

全員で、「台帳（正しい情報）」を直接管理



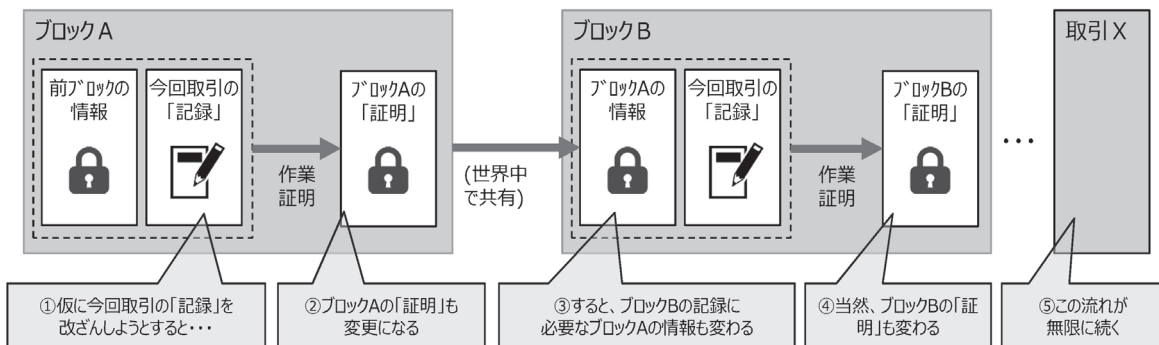
一人一人が「台帳」を管理し、それぞれの情報が正しいことを常に全員で確認し合うことで、安心して取引できる
 (全員の更新情報を常に確認している為、安心して取引ができる)

ブロックチェーンの仕組みは低コスト運用でき、従来に比べ劇的にコスト削減できる

ブロックチェーンの仕組み

平成28年11月2日
自民党・金融調査会
FinTech協会 説明資料

- ・ ブロックチェーンを支えているのは、「作業証明」と呼ばれる仕組み
 - 一回一回の取引の記録は、その実態通りに記録するだけでなく、「作業証明」と呼ばれるプロセスも伴って、安全性も担保している (Proof Of Workなど)
- ・ 新たに取引記録を生成するためには、それ以前のブロックの情報が必要
 - 情報ごとく改ざんしようとすると、それ以前全ての記録も改ざんし直す必要がある
 - 世界中で常時監視している中で、情報の改ざんは、事実上不可能とされている



世界中で常時共有・監視し合っている中で、すべての情報改ざんは、事実上不可能

ブロックチェーン技術の強み

ブロックチェーンの活用研究においては、ネットワークの参加者（ノード）全員で管理を行う「パブリック型」のほか、トランザクションの処理速度を高めること等を目的として、管理者を置くタイプの「プライベート型」のブロックチェーンが提案されている。

管理の形態	パブリック	プライベート	コンソーシアム
例	ビットコイン	MUFGコイン（仮）	R3・Ripple
管理者	なし（ノード全員）	単独	複数パートナー
ノードへの参加	自由	管理者による許可制	
合意形成の厳格さ	厳格	厳格でないことも可能	
トランザクション速度	遅い	速い	

※上表は一般論であり、近年の技術開発によってさまざまな制約が克服されつつある



R3 is a financial innovation firm that leads a consortium partnership with **over 50 of the world's leading financial institutions**. We work together to design and deliver advanced distributed ledger technologies to the global financial markets.



テクノロジーの進展と金融サービスへの活用

ブロックチェーンなどITの進化を様々な分野で活用しようとする動き

ブロックチェーン技術の活用

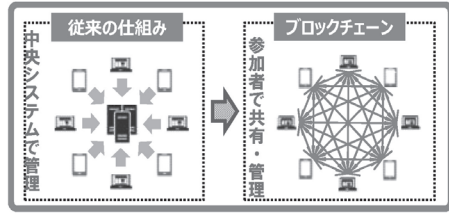
○ 海外の金融機関等を中心に、幅広い領域で取組み

		送金・決済	貿易金融	債券等取引	ローン取引	デリバティブ取引	行内ノウハウ等	コンプライアンス	その他
地域	北米	Citigroup JPMorganChase Wells Fargo ANZ, SWIFT VISA	Bank of America Microsoft 欧米15 金融機関	BNP Paribas	JPMorgan Chase Digital Asset Holdings		BNY Mellon State Street		BNY Mellon (BK coin) Goldman Sachs (SETLcoin.ete)
	欧州	CIBC RBC Barclays Santander Intesa Sanpalo Santander	Bank of America HSBC Barclays BNP Paribas UBS	CIBC Scotiabank State Street HSBC ING SocGen UBS UniCredit UBS	US Bank Wells Fargo State Street Scotiabank BBVA RBS SocGen 等	DTCC Bank of America Citigroup JPMorgan Credit Suisse Barclays	Citigroup HSBC Credit Suisse等 ABN Amro BNP Paribas	US Bank Northern Trust CIBC ING BBVA Nordla SocGen UBS等	CME Group LSE SocGen UBS等 (証券決済) BNP Paribas (ポストレード)
	日本 アジア	MUFG みずほ SMBC, MUFG, みずほデロイト リソナ等 42行	Standard Chartered DBS 静岡 オリックス NTTデータ		みずほ SMBC		住信SBI	楽天証券 ソラミツ	みずほ (クロスボーダー 証券決済) ふくおかFG

■ 各金融機関が単独で取組んでいる事例 (IT企業等との連携を含む)
 ■ コンソーシアム等複数金融機関が連携して取組んでいる事例

ブロックチェーン技術の活用について

- ビットコイン等の仮想通貨の取引の記録に使用されている技術。
- 特定の管理者・システムで管理を行うのではなく、参加者全員が取引台帳を共有し、検証できる仕組み。
- 各金融機関等において、ブロックチェーン技術の活用可能性に関し、実証実験等を実施中。
- 国際的には、仕様の標準化に向けた議論も開始されている。



事例

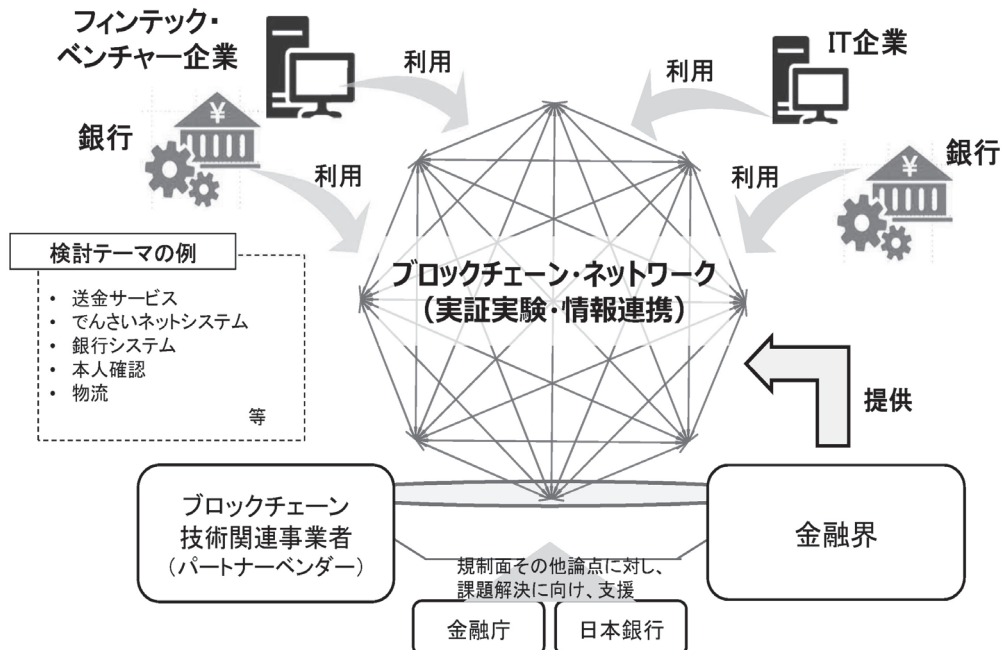
[] : 金融機関によるもの □ : それ以外のもの

NTT NTTサービスエボリューション研究所 ブロックチェーンを活用したコンテンツ利用許諾管理に関する研究結果を公表	SoftBank ソフトバンク ブロックチェーン技術を活用してインターネット上で信頼性の高い取引を実現するプラットフォームの研究開発を実施	Gaiax ガイアックス QtoCのマッチングや取引を行うシェアリングサービスにおいて、ブロックチェーンを活用した本人確認サービスの実証実験を実施	LO3 ENERGY L03エナジー ブロックチェーンを活用して、自家発電で余った電力を直接近隣の住民と売買する実証実験を実施。	blockai ブロックアイ ブロックチェーンに登録された著作物について、著作権の証明書を発行するサービスを提供。	factom ファクトム 電子文書をブロックチェーンで管理することで、公証を実現するサービスを提供。
三菱東京UFJ銀行 三菱東京UFJ銀行 「MUFGコイン」名付けた独自の仮想通貨を開発	MIZUHO みずほフィナンシャルグループ カレンシーポート、日本マイクロソフト等と協働し、シンジケートローン業務を対象とした実証実験を実施	Deloitte デロイトトーマツ メガバンク3行とともに、銀行間振込業務に焦点をあてたブロックチェーンの実証実験を実施	Streamium ストリーミウム ビットコインを用いて、実際に視聴した分の料金のみを支払う、従量課金型動画配信サービスの試行版を提供。	everledger エバーレジャー 宝石のダイヤモンドやその所有者、付随する保険、鑑定書などの情報をブロックチェーンで管理するサービスを提供。	NAYUTA ナユタ ブロックチェーンを活用し、使用権を第三者の仲介なくして管理できる電源ソケットのプラットフォームを公開。

40

全国銀行協会「ブロックチェーン連携プラットフォーム」

IT事業者やフィンテック・ベンチャー等と銀行が協働・連携して、ブロックチェーン技術を活用した金融サービス等の開発に向けた実証実験が可能に



41

仮想通貨を利用する際の注意点

平成29年9月29日公表



- 仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。
インターネット上でやりとりされる電子データです。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
仮想通貨の価格が急落し、損をする可能性があります。
- 仮想通貨交換業者^(※)は金融庁・財務局への登録が必要です。
利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。
(※) 仮想通貨と法定通貨、仮想通貨同士を交換するサービスなどを行う事業者
- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容やリスク(価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等)をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。
仮想通貨を利用したり、仮想通貨交換業の導入に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。

42

ICO (Initial Coin Offering) について ～利用者及び事業者に対する注意喚起～ ①

平成29年10月27日公表

1. ICOとは

- 一般に、ICOとは、企業等が電子的にトークン(証券)を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

2. 利用者の方へ(ICOのリスクについて)

- ICOで発行されるトークンを購入することには、次のような高いリスクがあります。
 - ✓ 価格下落の可能性
トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。
 - ✓ 詐欺の可能性
一般に、ICOでは、ホワイトペーパー(注)が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。
(注)ICOにより調達した資金の使い道(実施するプロジェクトの内容等)やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。
- トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。
- ICOに関する不審な勧誘等には十分注意し、内容に応じて、相談窓口にご相談ください。

43

ICO (Initial Coin Offering)について ～利用者及び事業者に対する注意喚起～ ②

平成29年10月27日公表

3. 事業者の方へ(ICOへの規制について)

- ICOの仕組みによっては、資金決済法や金融商品取引法等の規制対象となります(注)。ICO事業に関係する事業者においては、自らのサービスが資金決済法や金融商品取引法等の規制対象となる場合には、登録など、関係法令において求められる義務を適切に履行する必要があります。登録なしにこうした事業を行った場合には刑事罰の対象となります。

(注)ICOにおいて発行される一定のトークンは資金決済法上の仮想通貨に該当し、その交換等を業として行う事業者は内閣総理大臣(各財務局)への登録が必要になります。また、ICOが投資としての性格を持つ場合、仮想通貨による購入であっても、実質的に法定通貨での購入と同視されるスキームについては、金融商品取引法の規制対象となると考えられます。

- ICOへの規制についてご不明な点があれば、まずは、資金決済法上の仮想通貨交換業者を所管する相談窓口にご相談ください。必要に応じて、他の事業者(金融商品取引業者等)を所管する担当課へおつなぎします。

44

1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

2. 具体的な対応

- ①金融庁のフィンテックに対する取組み
- ②オープンAPIの促進に向けた法改正(昨年の通常国会)
- ③ITの進展に伴う銀行法等の改正(一昨年の通常国会)
- ④ビットコインとブロックチェーン
- ⑤機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥決済高度化
- ⑦FinTechサポートデスク等
- ⑧海外当局との連携

45

○ 情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと。

業態別の金融規制から機能別・横断的な金融規制への見直しの検討

金融システムを取り巻く環境の変化

- ITの進展等により、金融サービスを個別の機能に分解して提供（アンバンドリング）・複数のサービスを組み合わせて提供（リバンドリング）する動きが拡大
- ファンド等の主体による、銀行に類似した金融仲介（シャドー・バンキング）が拡大
- 金融環境が変化する中、多くの金融機関はビジネスモデルの再構築を図っているが、その際、制度面での障害があれば、除去していく必要
- さらに、将来的には、デジタル通貨の出現等が金融システムを大きく変革させる可能性

現行法制の特徴と課題

- ① 業態ごとに法令（業法）が存在し、機能・リスクが類似したサービスでも、行為主体（業態）によってルールが異なる
 - ・ 業態をまたいだビジネス選択の障害となりがねない
 - ・ 規制が緩い業態への移動や業態間のすき間の利用等を通じ、規制を回避する動きが生じかねない
- ② 金融に関する統一的な基本的概念・ルールが存在しない
 - ・ 「金銭」等の基本的概念に変化が生じた場合などに、各業法を個別に改正して対応する必要
- ③ 各業法に、環境の変化に対応していない規制が存在する可能性
 - ・ ITを活用した合理化やITに対抗した合理化などが、固有の規制によって円滑に実現できない可能性

検討の方向性

- ① 同一の機能・リスクには同一のルールを適用
 - ・ 例えば、金融の機能を、「決済」「資金供与」「資産運用」「リスク移転」などに分類し、機能・リスクに応じたルールの適用を検討
- ② 金融に関する基本的概念・ルールを横断化
 - ・ 金融規制における定義の横断化の検討
- ③ 環境の変化に対応すべく規制を横断的に見直し

決済業務等に係る現行制度の概要

	銀行業	資金移動 (送金)業	プリペイド カード業
サービス	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">預金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">融資</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">決済</div> <small>※ 決済のみを業務とする場合でも同様</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">決済</div> <small>・ 1回100万円以下に限る</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">決済</div> <small>・ 換金不可</small>
法令	銀行法	資金決済法	
免許・登録	免許	登録	登録
自己資本規制	○	×	×
資産保全	預金保険	全額供託	半額供託

48

英国における横断的な規制枠組み

- 金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act）では、規制対象の業務を行う者に共通して適用されるルールと、個別の業務に対応したルールが存在。
- 規制対象の業務を行おうとする者は、対応する許可を取得。最初の許可を取得した際、当該者は同時に広く認可業者として位置付けられる。
 - ※ 認可業者が追加で他の規制対象の業務を行おうとする場合は、対応する許可を追加的に取得すればよく、改めての認可は不要。
- 許可にあたっては、各業務の性質に応じて、健全性、業務遂行能力、監督の実効性が確保できるか等の要件が設けられている。

金融サービス市場法

● 規制対象の業務（業務ごとの許可）



(注1) 決済については、EUの決済サービス指令を国内法化した決済サービス規則によって、銀行を含め、業態横断的に規制される。

(注2) 信用供与については、消費者信用法の規制も適用される。

49

EUにおける金融法制の動向

EUは、決済サービス指令（PSD）^(注1)を改正し、決済サービスに係る横断的法制（PSD2）^(注2)を整備

PSD2のフレームワーク

		決済サービス提供者 (Payment Service Provider)		
		銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者
免許・登録	免許制 (Authorisation) ^{(注3)(注4)}			
業務内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">決済口座サービス</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資金移動サービス(立替払いを含む)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">支払手段の発行・管理(クレジットカード等)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">電子マネー・プリペイドカードの発行</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">預金・融資 ^(注5)</div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">等</div>			
財務要件	自己資本規制 <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> [資本金500万ユーロ以上/自己資本比率規制(パゼルIII) ^(注3)] [資本金35万ユーロ以上/未決済電子マネー平均額の2%超等 ^(注4)] [資本金2~12.5万ユーロ以上等] </div>			
資産保全	預金保険 ^(注5)	他の財産から隔離、優先弁済 ^(注5)		
		決済指図伝達サービス提供者(PISP)	口座情報サービス提供者(AISP)	
業務内容	利用者の依頼による決済指図の伝達		利用者への口座情報の提供等	
免許・登録	免許制 (Authorisation)		登録制 (Registration)	
財務要件	資本金5万ユーロ以上		なし	
資産保全	なし <small>※ 利用者からの資金預り禁止/※ 責任保険への加入義務あり</small>		なし <small>※ 責任保険への加入義務あり</small>	

(注1) Payment Services Directive
 (注2) Payment Services Directive 2
 2015年11月採択、国内法化の期日は2018年1月
 (注3) Capital Requirement Directive
 (注4) Payment Money Institution Directive 2
 (注5) 電子マネー事業者については、Payment Money Institution Directive 2

(出典)平成28年10月28日、金融審議会・金融制度ワーキンググループ(第3回会合)、事務局説明資料を基に作成 **50**

シンガポールにおけるアクティビティベースの規制枠組みの提案

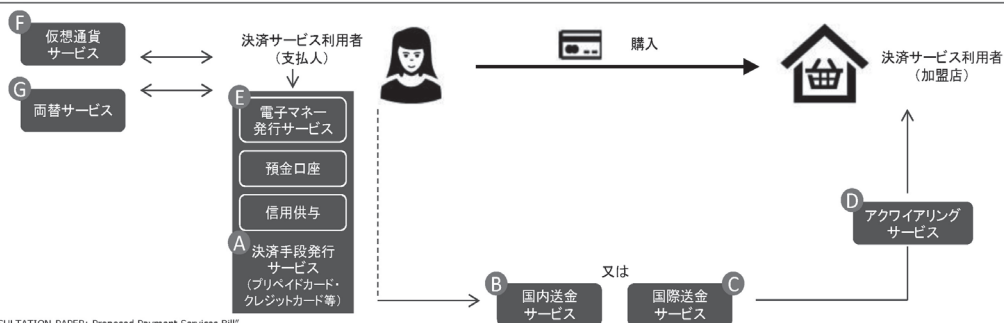
MAS (Monetary Authority of Singapore : シンガポール通貨監督庁) は、2016年8月、決済サービスについて、アクティビティベースの規制枠組みの導入等を盛り込んだコンサルテーション・ペーパーを公表。これに寄せられた意見を踏まえ、2017年11月、2回目のコンサルテーションを実施 (コンサルテーション期間 : 2017年11月21日~2018年1月8日)。

アクティビティベースの規制枠組み

- 現在のシンガポールの決済分野における規制は、決済システム法 (Payment System Act) と両替・送金業法 (Money-changing and Remittance Business Act) に分断。
- FinTechの進展に伴い、両法の規制する境界があいまいになってきているとともに、いずれにも当てはまらない新たな決済業者も出現。



- 幅広い決済サービスについて、単一のライセンスの下で規制・監督すると同時に、アクティビティを類型化し(A~G)、各アクティビティに応じた規制を課す。
 - その際、各アクティビティが、①マネーロンダリング・テロ資金供与、②利用者保護、③相互運用性 (Interoperability)、④テクノロジー、の中のどのリスクを有するかに応じて必要な規制のみを課すとともに、小規模な決済サービス提供者には①のリスクに係る規制のみを課す、などといったリスクベース・アプローチを採用。
- ※ 銀行法の規制を受ける銀行については、二重規制とならないよう、上記のライセンスの取得を不要とするほか、必要な調整規定を設ける。



(出典) MAS "CONSULTATION PAPER: Proposed Payment Services Bill"

51

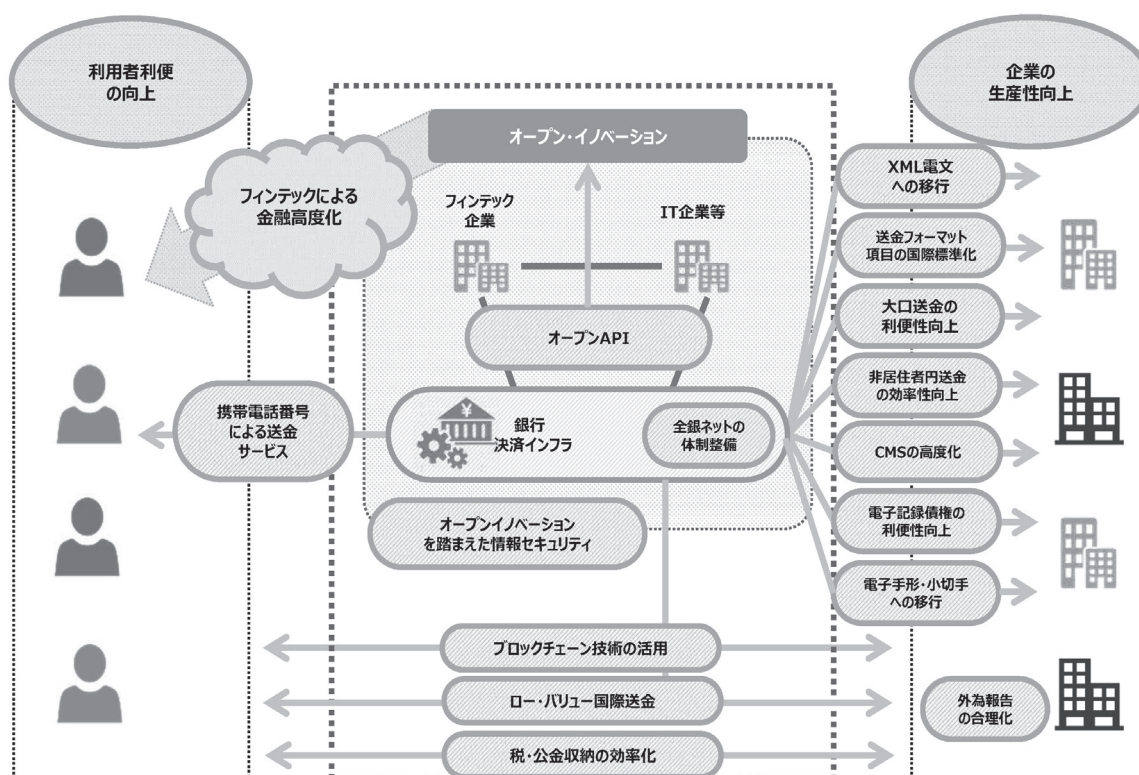
1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

2. 具体的な対応

- ①金融庁のフィンテックに対する取組み
- ②オープンAPIの促進に向けた法改正(今年の通常国会)
- ③ITの進展に伴う銀行法等の改正(一昨年の通常国会)
- ④ビットコインとブロックチェーン
- ⑤機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥決済高度化
- ⑦FinTechサポートデスク等
- ⑧海外当局との連携

52

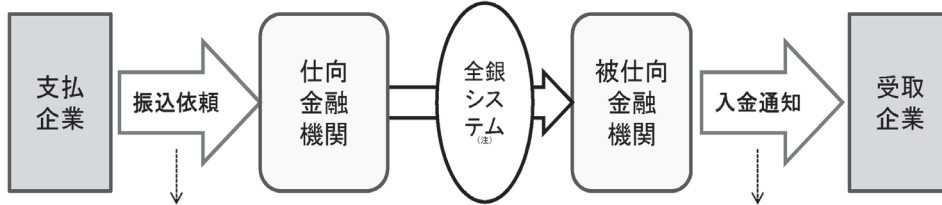
決済高度化に向けた取組みの全体像



53

決済インフラの改革 (XML電文への移行 ~企業が銀行に送金を依頼する際に使用する電文の高度化~)

< 現行の日本国内における振込および入金通知のイメージ >



企業と金融機関の間の「振込依頼」や「入金通知」に用いる電文は情報量が限定的な「固定長」形式となっている

(注) 「全国銀行データ通信システム」の略称。全国の金融機関の間で内国為替の決済を行うシステム。

H28.6.8決済高度化官民推進会議全銀協資料より抜粋

現在の「固定長電文」のイメージ

- 情報量が少なく、自由記載欄が20文字しかない。

エ	ー	ビ	ー	シ	ャ	0	0	0	5	0	0	1	1	2	3
4	5	6	7	0	0	0	1	1	0	0	0	0	テ	イ	ー
シ	ャ	0	0	0	1	0	0	1	7	6	5	4	3	2	1

自由記載欄 (20文字)

企業の要望

「商流情報 (納品日、製品名、数量等) を記載して、買掛金・売掛金の管理に利用したいが、20文字では全然足りない。」

新たな「XML電文」のイメージ

- 情報が多く、自由記載欄は無制限。

(送金人) エービーシーシャ (銀行・支店番号) 0005001 (口座番号) 1234567 (送金金額) 0001100000
 (受取人) デーイーシャ (銀行・支店番号) 0001001 (口座番号) 7654321
 (自由記載欄) (無制限、複数の伝票を付記可能)
 (納品日) 20151101 (納品日) 20151120
 (製品名) ホルト200001 (製品名) P01P11
 (納品数量) 1000コ (納品数量) 10コ
 (単価) 100円 (単価) 100000円

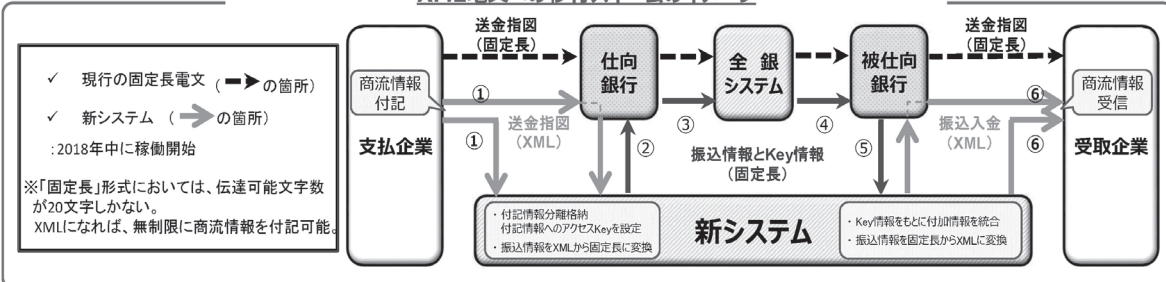
大量の情報を付記可能となれば、企業の決済事務 (買掛金・売掛金の自動消込) の効率化に資するとの声。

54

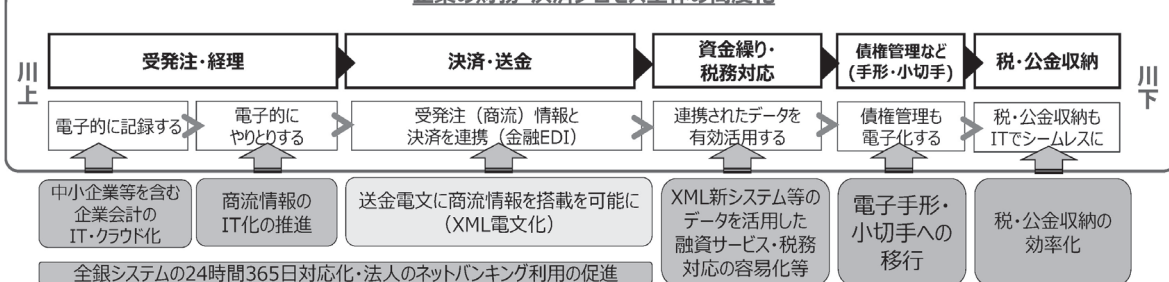
フィンテック等を活用した企業の財務・決済プロセス全体の高度化

- 企業の財務・決済プロセスの高度化を図る観点から、受発注や請求といった商流情報を振込データに付帯してやり取りすることを可能にする送金電文への移行 (XML電文化) を実施 (2018年中に新システム稼働予定)
- 今後、XML電文化を起点として、手形・小切手の電子化や税・公金収納の効率化等を含め、企業の財務・決済のプロセス全体をシームレスにIT処理することを目指す

XML電文への移行スキームのイメージ



企業の財務・決済プロセス全体の高度化



55

1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

2. 具体的な対応

- ①金融庁のフィンテックに対する取組み
- ②オープンAPIの促進に向けた法改正(今年の通常国会)
- ③ITの進展に伴う銀行法等の改正(一昨年の通常国会)
- ④ビットコインとブロックチェーン
- ⑤機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥決済高度化
- ⑦FinTechサポートデスク等
- ⑧海外当局との連携

56

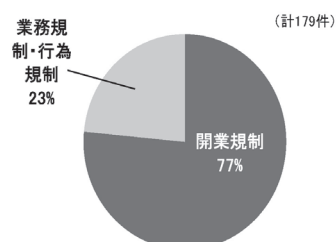
FinTechサポートデスク(フィンテック企業に対応する金融庁のワンストップ・サービス)について

「FinTechサポートデスク」の概要

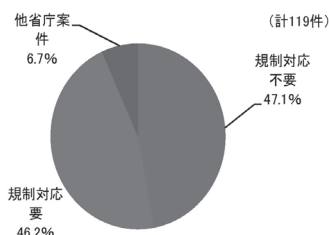
- フィンテック企業の相談にワンストップで対応する相談・情報交換窓口。 tel : 03-3506-7080
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、平均5営業日で対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- 開設(15年12月14日)以来、17年6月30日までの約1年半で、問合せ総数は222件
- 法令解釈に関する問合せ179件の内、開業規制(事業開始にあたっての許可・登録の要否)に関するものが8割弱(137件)。業務規制・行為規制に関するものは2割強(42件)
- 相談終了済案件(119件)の内、規制がかからないことを伝達したものは5割弱(大宗は、1週間程度で回答)

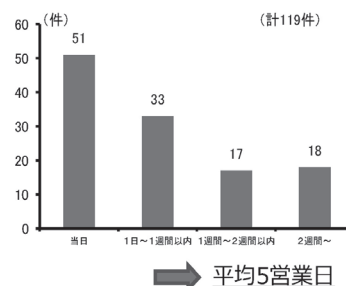
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



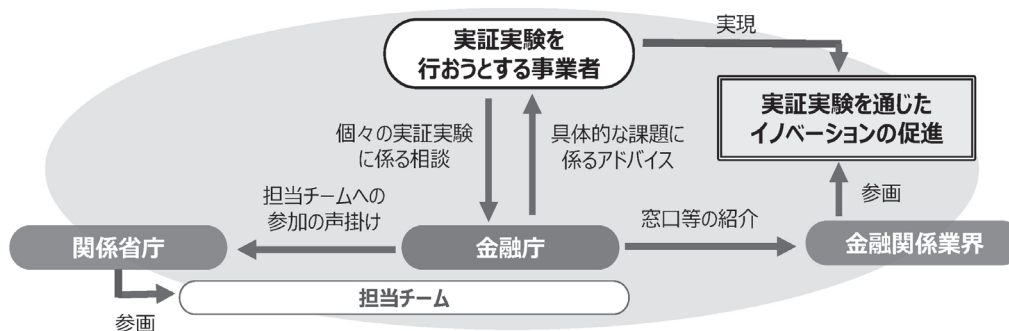
56

FinTech実証実験ハブの開設

- ✓ 「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）を踏まえ、金融庁は、フィンテック企業や金融機関が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

tel : 03-3581-9510
 email : pochub@fsa.go.jp

- ✓ ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- ✓ 個々の実験毎に、
 - 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
 - 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



58

「FinTech実証実験ハブ」初の支援決定案件について

11月2日、FinTech実証実験ハブ設置後、第1号となる支援案件を決定。

- 3メガ等は、非対面での本人確認の効率化・高度化を目指し、枠組みに参加する金融機関のいずれかで本人確認済みの顧客については、他の参加機関と新規取引を行う場合でも再度の本人確認を不要とする仕組みを検討。
- システム構築に向け、実証実験を行う（29年11月～30年3月を予定）。

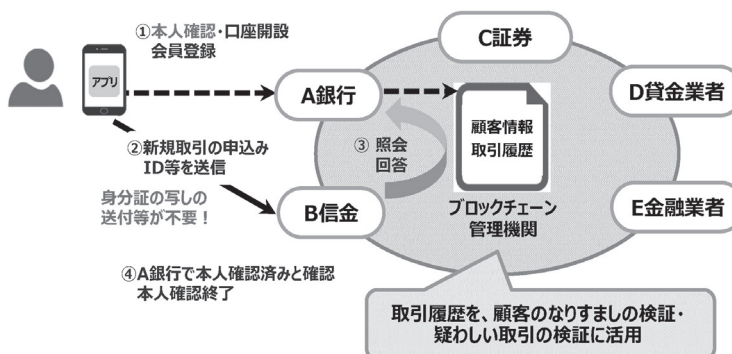
一般的なケース

事業者の店頭での対面確認
or
身分証の写しの送付・送信
+ 自宅で転送不要郵便の受取



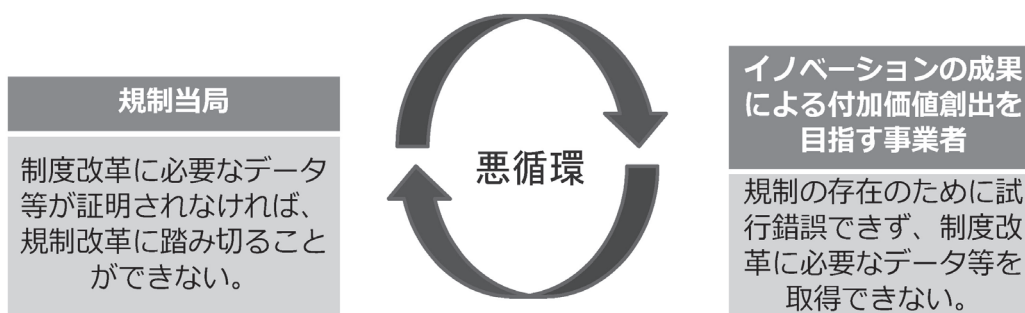
検討中のサービス

本人確認手続きを共同で実施することで、非対面での本人確認の効率化・高度化を目指す



59

(参考)Regulatory Sandbox



現行の規制では想定していなかった新技術や新たなビジネスモデルについて、分野・省庁横断的な推進体制の下での一定の手续を通じ、参加者や期間を限定することにより関連規制が直ちに適用されない環境の下で実証を行うことを可能とする。

(出典:平成29年5月12日 第8回日本実業投資会議 竹中平蔵氏提出資料をもとに作成)

フィンテックに対応した効率的な本人確認方法

背景

フィンテックに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。金融業・市場に変革をもたらしつつある。

➡ 現在の郵送を中心とした本人確認方法は、利用者利便や事業者負担などの観点からフィンテック時代に合っていない、との指摘。



「FinTech時代のオンライン取引研究会」(FinTech協会・新経済連盟・金融庁の共催)を設置。

フィンテックに対応した効率的な本人確認方法など、フィンテック時代のオンライン取引に係る諸課題について、議論・検討。

1. フィンテックの進展と金融行政のあり方

2. 具体的な対応

- ①金融庁のフィンテックに対する取組み
- ②オープンAPIの促進に向けた法改正(今年の通常国会)
- ③ITの進展に伴う銀行法等の改正(一昨年の通常国会)
- ④ビットコインとブロックチェーン
- ⑤機能別・横断的な金融規制の検討
- ⑥決済高度化
- ⑦FinTechサポートデスク等
- ⑧海外当局との連携

62

ブロックチェーン技術に係る国際共同研究の立上げ

ブロックチェーン技術の活用について、各国の金融当局・研究者らと国際共同研究を立ち上げることとし、3月10日、準備会合を東京で開催

主な参加者

- 国内から、金融庁、日本銀行、東京大学らが参加
- 海外から、米国MITメディア・ラボ、カナダ中銀、シンガポールMAS(金融管理局)、香港の研究者らが参加



今後の実証実験の概要

実験用ネットワークの構築

- ・ 各国間で、ブロックチェーン技術を用いた実験用のネットワークを構築

実験的な取引の実施

- ・ 構築したネットワークを使って、国際送金など、実際の金融取引を実証実験

検証・検討

- ・ 取引データを収集し、利用者保護上のリスクへの対応など、研究課題について検討

研究課題の例

- 利用者保護上のリスクへの対応
- プライバシー・機密性の確保
- ブロックチェーンを決済システム等に活用した場合の処理能力の確保 等

63

フィンテックに係る協力枠組みの構築

英FCA・星MAS・豪ASIC・アブダビFSRAとの間でフィンテックに係る協力枠組みを構築

FCA: Financial Conduct Authority (金融行為規制機構) 2017年3月書簡交換
 MAS: Monetary Authority of Singapore (金融管理局) 同年3月書簡交換
 ASIC: Australian Securities & Investments Commission (証券投資委員会) 同年6月書簡交換
 FSRA: Financial Services Regulatory Authority (金融サービス規制庁) 同年9月書簡交換

協力枠組みの概要

1 フィンテック企業の相互紹介

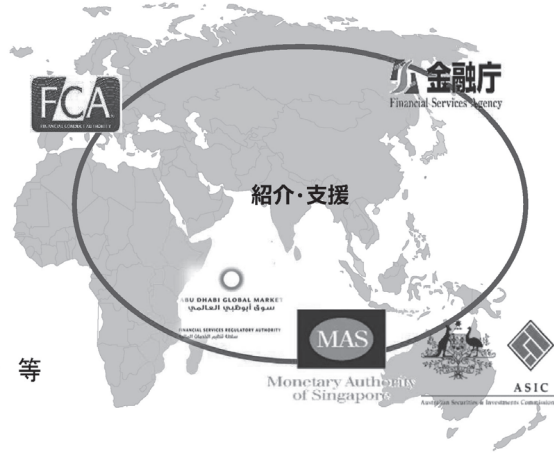
- 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介

海外進出に際して、
相手国当局からサポートを受けることを可能に

2 フィンテック企業に対する支援の提供

- フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
- 許認可申請前のサポート
- 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介 等

3 当局間の情報共有



(参考) FCA、MAS、ASICの間でも、それぞれ互いに同様の協力枠組みを構築済み
 FSRAは、MAS及びASICとの間でも、それぞれ同様の協力枠組みを構築済み

フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジをサポート

64

フィンテック・サミット2017の開催

- 昨年に引き続き、フィンテック国際ネットワークの形成に向けて、「フィンテック・サミット2017」を東京丸の内にて開催 (2017年9月19日から9月22日を「フィンサム・ウィーク」(日本経済新聞社、フィンテック協会との共催)として様々なイベントを開催)

9月19日(火) 20日(水)

- ・ シンポジウム
- ・ アイデア・キャンプ (学生向けコンテスト)
- ・ ピッチ・ラン (企業向けコンテスト)
- ・ ワークショップ
- ・ ラウンドテーブル など

9月21日(木)

フィンテック・サミット2017

FIN/SUM
FINTECH SUMMIT
WEEK 2017



9月22日(金)

- ・ トークイベント
- ・ コンファレンス (Fintech Japan 2017)
- ・ ピッチ・ラン決勝など

フィンサム・ウィークの各イベントへの延べ来場者は1万人超

[9月21日フィンテック・サミット]

(* : セッションモデレーター)

・ 開会挨拶

村井英樹 (内閣府大臣政務官)
Fintech実証実験ハブの設置について発表

・ オープン・イノベーション

(金融機関とフィンテック企業の協働)

Michael Harte (英「バルイズ」)、Matt Hancock (英「シ」外担当国務大臣)、丸山弘毅 (フィンテック協会代表理事)、亀澤宏規 (MUFG執行役員常務CIO)、森下哲朗* (上智大学法学部教授)

・ ブロックチェーン (変革への助走)

Carl Wegner (R3)、松尾真一郎 (MIT「イホ」)、佐藤康博 (みずほFG「ル」P CEO)、山岡浩巳 (日本銀行・決済機構局長)、Martin Arnold* (Financial Times)

・ アブダビ金融当局 (FSRA) とのフィンテック推進協力

(書簡交換式)

越智隆雄 (内閣府副大臣)、Richard Teng (FSRA・CEO)



- ・ 規制・当局の役割 (金融当局によるイノベーションの加速)
David Geale (英FCA)、Sopnendu Mohanty (星MAS)、Cathie Armour (豪ASIC理事)、Richard Teng、松尾元信 (金融庁参事官)、翁百合* (日本総合研究所副理事長)

・ 金融技術の新領域 (証券・保険など)

Dirk Jaench (BearingPoint)、谷崎勝教 (SMFG執行役員専務)、浦川伸一 (SOMPOホールディングス常務)、山藤敦史 (日本取引所)、滝田洋一* (日本経済新聞編集委員)

・ アジアのフィンテック・フロンティア

Sukarela Batunanggar (インドネシア金融庁副理事)、Sundara Iyer Ganesh Kumar (インド準備銀行理事)、河合祐子 (日本銀行審議役)、Buncha Manoonkunchai (タイ中銀)、井上俊剛* (金融庁信用制度参事官)

・ 閉会挨拶

麻生太郎 (副総理・財務大臣・金融担当大臣)

65



パネルディスカッション 3 Panel Discussion 3

欧州第2次金融商品市場指令 (MiFID2) 施行を迎えて ー 日本市場へのインパクトを探る

MiFID 2 Enforcement – Impact on the Tokyo Trading

<モデレーター>

日本FIX委員会 共同委員長

ブラックロック・ジャパン株式会社 トレーディング & リクイディティ戦略部長 梅野 淳也 氏

<パネリスト>

シティグループ証券株式会社

市場部門 市場企画管理部 ディレクター 渡辺 敦也 氏

みずほ証券株式会社

グローバル パンアジア エクイティ COO 兼 エクイティ業務部長 マネージングディレクター
今泉 ライアン 氏

株式会社りそな銀行

アセットマネジメント部 トレーディンググループ グループリーダー 平塚 崇 氏

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

法務・コンプライアンス統括 西山 寛 氏

< Moderator >

Mr. Junya Umeno Co-Chair, FIX Trading Community Japan Regional Committee
Director, BlackRock Japan Co., Ltd.

< Panelists >

Mr. Atsuya Watanabe Director Administration Markets and Securities Services
Citigroup Global Markets Japan Inc.

Mr. Ryan Imaizumi Managing Director, Global Pan Asian Equity COO & Head of Equity Business
Admin Dept, Mizuho Securities Co., Ltd

Mr. Takashi Hiratsuka Asset Management Division, Trading Group, Group Leader
Resona Bank, Ltd.

Mr. Yutaka Nishiyama Head of Legal & Compliance
Schroder Investment Management (Japan) Limited

略歴

日本 FIX 委員会 共同委員長

ブラックロック・ジャパン株式会社 トレーディング & リクイディティ戦略部長 梅野 淳也 氏

Mr. Junya Umeno Co-Chair, **FIX Trading Community Japan Regional Committee**
Director, **BlackRock Japan Co., Ltd.**

神戸大学経済学部卒業。早稲田大学大学院ファイナンス研究科修了。証券会社等を経て、2006年よりパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（現ブラックロック・ジャパン株式会社）にてトレーディング業務に従事。2011年8月より現職。公益社団法人 日本証券アナリスト協会検定会員（CMA）。共著に『価格はなぜ動くのか』（日経BP社）、『計量アクティブ運用のすべて』（きんざい）がある。「日本株レンディング市場の実証分析 - 株券貸借モデルによる空売り規制効果の測定 -」（共著）で2009年度証券アナリストジャーナル賞を受賞。2012年より、日本 FIX 委員会共同委員長を務める。

Junya Umeno, Director, is head of TLS in Japan within BlackRock's Trading & Liquidity Strategies Group. He is responsible for coordinating the trading, transition management and securities lending activities in Japan.

Mr. Umeno's service with the firm dates back to 2006, including his years with Barclays Global Investors (BGI), which merged with BlackRock in 2009. Prior to his current role, Mr. Umeno was the head of trading in Tokyo. Earlier, he spent several years as a senior trader at Franklin Templeton Investments.

Mr. Umeno earned a BA in Economics from Kobe University in 1996 and an MBA in Finance from Waseda University in 2006.

シティグループ証券株式会社

市場部門 市場企画管理部 ディレクター 渡辺 敦也 氏

Mr. Atsuya Watanabe Director Administration Markets and Securities Services
Citigroup Global Markets Japan Inc.

シティグループ日本拠点の市場部門における金融規制改革関連のスペシャリスト及びフロント・オフィスにおける内部管理担当として、2017年6月1日付で同グループに入社。

シティグループに移籍以前は、JPモルガングループにて、アジア・パシフィック地域における欧米諸規制の法令遵守態勢の構築及び業務部門・顧客への助言を担当していた。

Atsuya Watanabe is a Regulatory Reform Specialist and Business Control Officer for the Markets and Securities Services in Citigroup Japan. Prior to joining Citigroup, Mr. Watanabe led various initiatives to drive the compliance to new U.S. and EU regulations applicable to Asia Pacific as an APAC Compliance Officer at JPMorgan. Mr. Watanabe serves as one of the co-chairpersons of ISDA Japan Credit Derivatives Committee and Regulatory Committee's OTC Derivatives Regulation Working Group and its sub-Working Group of Fund transactions under Trust Bank Account.

みずほ証券株式会社

グローバル パンアジア エクイティ COO 兼 エクイティ業務部長 マネージングディレクター
今泉 ライアン 氏

Mr. Ryan Imaizumi Managing Director, Global Pan Asian Equity COO & Head of Equity Business
Admin Dept, **Mizuho Securities Co., Ltd**

2004-2014 年にわたり、UBS 証券 株式部 COO として内外のプロジェクトに携わり、
日本における CSA の議論を先導してきた。

2014 年みずほ証券に移った後も、グローバルエクイティ COO (現 グローバル パンアジア エクイティ COO) として、
日本における CSA 導入や金融業界への規制の影響について議論を先導している。

2004-2014 UBS Securities Japan

Worked as Equity COO, engaging in internal and external projects while leading the discussion on
CSA(Commission Sharing)/Unbundling in Japan, working closely with the regulator, institutional investors and
brokers.

Joined Mizuho Securities Co., Ltd. in 2014

As Global Equity COO, lead the global build out of Equity business while continuing to lead the discussion on
MiFIDII/CSA in Japan with global institutional investors.

株式会社りそな銀行

アセットマネジメント部 トレーディンググループ グループリーダー 平塚 崇 氏

Mr. Takashi Hiratsuka Asset Management Division, Trading Group, Group Leader
Resona Bank, Ltd.

1988 年パークレイズ証券会社入社。ユーロドル建てワラントの自己売買、日経 225 先物・オプションの自己売買、日本株式の自己売買、
執行業務に従事。

1998 年大和投信入社。日本株式、外国株式のトレーディング業務に従事。

1999 年りそな銀行入社。17 兆円の年金資金を運用するアセットマネジメント部において株式、債券、外国為替、短期資金のトレーディ
ング責任者。

経済学修士

Takashi joined Barclays as a new graduate in 1988 where he traded Euro dollar warrants and Nikkei 225 future
& options as the proprietary trader and also traded Japanese equities as the proprietary and execution trader.
And he started his career as a buy side trader at Daiwa Asset Management in 1998. Subsequently he joined
Resona Bank in 1999. He is in charge of the trading in equities, bonds, foreign exchange and money market for
17 trillion yen pension funds.

He has a Masters in Economics.

MiFIDII/CSA in Japan with global institutional investors.

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社
法務・コンプライアンス統括 西山 寛 氏

Mr. Yutaka Nishiyama Head of Legal & Compliance
Schroder Investment Management (Japan) Limited

銀行系運用会社でのファンド運用業務、日本証券投資顧問業協会出向等を経て、1998年よりシュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社でリーガルおよびコンプライアンス業務を担当。

Yutaka Nishiyama joined Schroder Investment Management (Japan) Limited in 1998 and has been taking charge of legal and compliance functions. Prior to joining Schroders, amongst other roles, Yutaka worked as fund manager at a bank-affiliated asset management firm and as manager at the Japan Investment Advisers Association.



Workshop Sponsors



アクセンチュア金融サービスは証券会社、信託銀行等キャピタル・マーケット・セクターにおける様々な金融機関に対し、世界各国で「ストラテジー」「コンサルティング」「デジタル」「テクノロジー」「オペレーションズ」の5つの領域で幅広いサービスとソリューションを提供しています。

国内外の金融業界の変化をいち早くとらえ、金融機関の中核戦略およびオペレーションに重要な役割を果たすことで、企業のみならず業界全体の成長に貢献したいと考えております。

企業のトップラインの拡大、コスト削減、規制やリスクへの対応、合併・買収に伴う統合作業、新しいテクノロジーや複数チャネルサービスの導入等、支援領域は多岐に亘ります。

Accenture is a leading global professional services company, providing a broad range of services and solutions in strategy, consulting, digital, technology and operations. In capital markets, we support clients in various fields such as maximizing the top line, cost reduction, regulations and risk management, business integration with M&A and launching new technologies and Omni channel services.



Cognizant

コグニザント (NASDAQ: CTSH) は、情報技術 (IT)、コンサルティング、ビジネスプロセスアウトソーシング (BPO) のサービスプロバイダとして業界を牽引し、より確かなビジネスを構築できるよう世界各国のクライアント企業をサポートしています。本社は、米国ニュージャージー州ティーネック。フォーチュン誌「世界上位 500 社」では 230 位にランクインし、高い評価をいただいています。コグニザントジャパン株式会社は、米国 Cognizant Technology Solutions Corporation の日本法人です。詳細な会社情報については、Web サイト www.cognizant.com をご参照ください。また、公式 Twitter アカウント Twitter: @Cognizant でも情報を公開しています。

Cognizant (NASDAQ-100: CTSH) is one of the world's leading professional services companies, transforming clients' business, operating and technology models for the digital era. Our unique industry-based, consultative approach helps clients envision, build and run more innovative and efficient businesses. Headquartered in the U.S., Cognizant is ranked 230 on the Fortune 500 and is consistently listed among the most admired companies in the world. Cognizant Japan KK is a subsidiary of Cognizant Technology Solutions Corporation. Learn how Cognizant helps clients lead with digital at www.cognizant.com or follow us @Cognizant.



ピュア・ストレージは、データの活用により顧客がより良い世界を構築するための支援をしています。オールフラッシュストレージを搭載したピュア・ストレージのデータプラットフォームは、人工知能や機械学習、ビッグデータ解析など、データ集約型アプリケーションやクラウドインフラストラクチャー向けに、よりシンプルかつ柔軟で効果的なソリューションを提供します。B2B 企業の上位 1% に対して、Satmetrix より認定された NPS パフォーマンスを提供するピュア・ストレージは、様々な分野の顧客に向けて高い要求を満たす製品を提供しています。

Pure Storage helps customers build a better world with data. The Pure Storage Data Platform, powered by all-flash storage, offers a simpler, more effective, and more flexible solution for cloud infrastructure and data-rich applications like artificial intelligence, machine learning and big data analytics. With Satmetrix-certified NPS performance in the top 1% of B2B companies, Pure has an ever-expanding range of customers who are some of the happiest in the world.

Exhibition Sponsors



チャールズリバーについて

チャールズリバーは、健全かつ効率的な資産運用をマルチアセットクラスで実現します。機関投資家、ウェルスマネジメント、ヘッジファンドなど 350 社以上がワールドワイドでチャールズリバー IMS を利用しており、その預り資産残高は 25 兆ドルを超えています。SaaS ベースのソリューションは、資産運用における意思決定・リスク管理から注文執行・ポストトレード事務に統合されたコンプライアンスチェックとリスク計量まで一連の業務自動化と標準化を実現するプラットフォームです。本社は米国マサチューセッツ州のバーリントンで、計 11 の拠点で 750 人以上の社員がグローバルにサポートを行っております。

詳しくは弊社ウェブサイト www.crd.com をご覧ください。

About Charles River

Charles River enables sound and efficient investing across all asset classes. Over 350 firms worldwide use Charles River IMS to manage more than US\$25 Trillion in assets in the institutional investment, wealth management and hedge fund industries. Our Software as a Service-based solution automates and simplifies investment management on a single platform – from portfolio management and risk analytics through trading and post-trade settlement, with integrated compliance and managed data throughout. Headquartered in Burlington, Massachusetts, we support clients globally with more than 750 employees in 11 regional offices. For more information, please visit www.crd.com.

Fidessa

フィデッサ・グループは、多通貨・複数金融資産対応の注文・執行(トレーディング)管理、ポートフォリオ分析(案件作成)、コンプライアンスチェック、及び市場データとグローバルコネクティビティの提供を包括する業界最高水準のソリューションを、世界の金融市場参加者に提供しています。

当社は、数多くの実績を有する高成長企業です。業界標準とされるプロダクトやサービスを携え、市場における金融ITの先駆者として世界中の金融機関に認められています。

Exceptional trading, investment and information solutions for the world's financial community.

New technology, new regulation, new challenges: making money in today's financial markets is all about staying ahead of the curve. Having the capability to spot new trends and act fast turns change into opportunity. That's why 85% of the world's premier financial institutions trust Fidessa to provide them with their multi-asset trading and investment infrastructure, their market data and analysis, and their decision making and workflow technology.

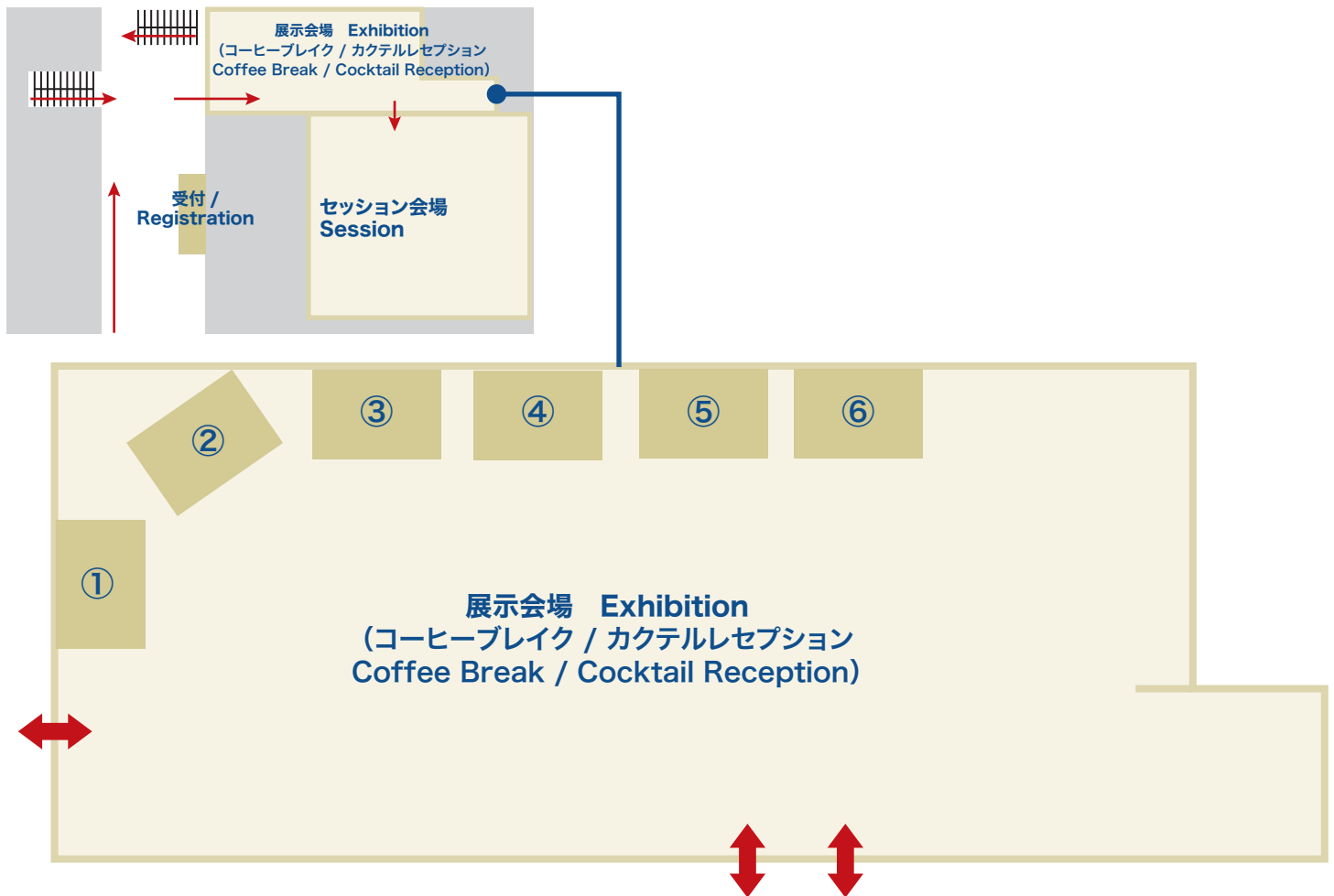
丸文株式会社

当社は、日本に初めて集積回路を紹介するなど、これまでエレクトロニクス技術を基盤とする産業分野・研究開発分野において、先進の商品/情報/サービスの提供に努めてきました。現在では、半導体、電子部品、電子応用機器などの先端エレクトロニクス分野を事業領域として世界 50 拠点でグローバルな活動を展開。3000 社を超えるお客様に対して 500 社以上の仕入先の製品・サービスを提供しています。つねにお客様の視点に立ち、最新の製品/技術情報を収集し、市場価値の高い商品を取りそろえ、設計・開発支援やシステムインテグレーションなどの技術サポート、世界規模での調達・物流機能により、質・量ともに優れたサービスを提供する・・・それが私たち丸文のビジネススタイルです。

今後も新しい可能性を追い求め、お客様のメリットに直結するソリューションビジネスの強化に努めてまいります。

Marubun supplies cutting-edge electronics products that play pivotal roles in numerous fields to universities and governmental research institutions as well as the research and development arms of corporations. It is precisely because Marubun is able to provide support in collaboration with group companies in all areas---from pre-installation consultations to system proposals, installation, operational training, and technical support---that it is able to provide the products that it does. We understand our customers' needs, and in order to provide products that meet those needs, create systems, combine them with other products, and use information networks to find products, and make development requests to suppliers so that we can satisfy customer needs in the shortest possible time. Only a technology-oriented trading company such as Marubun can carry out these types of detailed activities.

会場レイアウト Venue Layout



① アクセンチュア株式会社
Accenture Japan Ltd

② ピュア・ストレージ・ジャパン株式会社
Pure Storage Japan K.K.

③ コグニザントジャパン株式会社
Cognizant Japan KK

④ チャールズリバーデベロップメント
Charles River Development

⑤ 丸文株式会社
Marubun Corporation

⑥ 株式会社フィデッサ
Fidessa kk

主催者 Host

Jtb
Communication
Design

<http://www.jtbcom.co.jp>



Global Management & Communications

<http://www.gmac.jp>

G-MACはJTBコミュニケーションデザインの中で金融機関および各業界のマネジメント層向けに各種情報を提供するプロジェクトであり、主催するカンファレンスは企業経営にとって最も重要なテーマを厳選した上でコンテンツワークが行われます。
今後もG-MACカンファレンスにご期待ください。

G-MAC is a project team in JTB Communication Design, and is specializing for providing information to the top managements for financial institutions and each industry. G-MAC Conference and seminar pick up the most important themes and topics well-selected for business executives to manage their business. Please do look forward to following G-MAC Conferences.